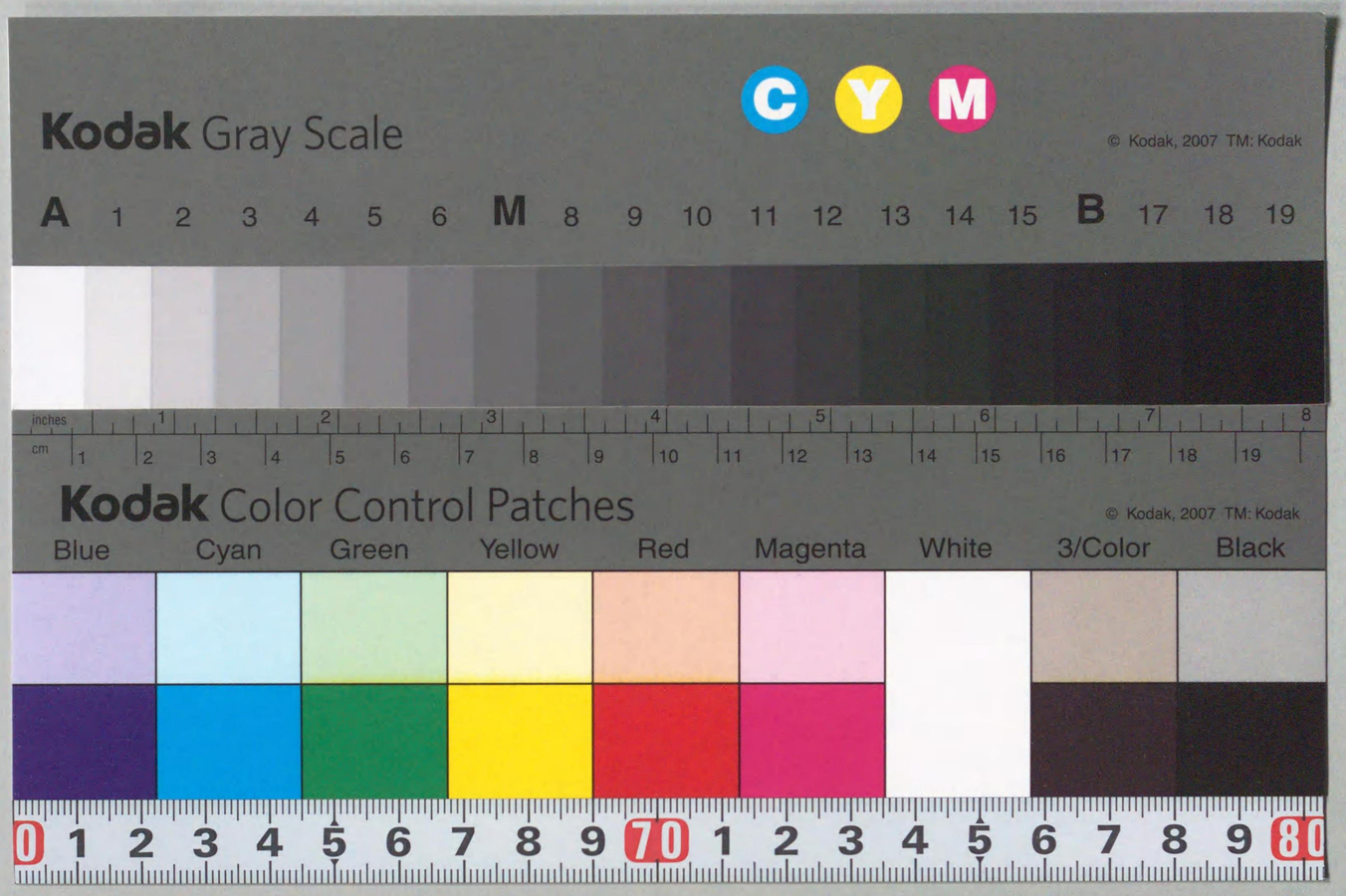

Y994 J9164

添附物 1枚

303 342

無窮會

Y994
J9164

國立國會圖書館藏書
I種
W
1200801553866

文運進歩の趨勢に伴ひ、通信業務の種類益々多様に亘り、之か機關の設備愈完成の域に達せんとす、然るに一般公衆は未た郵便電信電話に關し幾多利便の制度あるを知らす、之か便益を逸するもの甚た多きは蓋し、刻下の急務と云はさるへからす而して之れか方法には種々あるへしと雖、學窓に在る小國民の通信思想を涵養するの最も有功にして且つ捷徑なるを信せんと欲す、本書は此の目途により主として教授用參考書として各學校に頒布せんか爲め、事業の組織及取扱手續の大要を記述せるものにして、事匆急に出て或は精粗其撰を誤り行文澁晦なるもの尠なからさるべしと雖、他日機を得て補正する所あるべし。

明治四十四年三月

長野遞信管理局

明治 44. 4. 21

現狀の業現後郵

郵便現業の状況

通常郵便

小包郵便

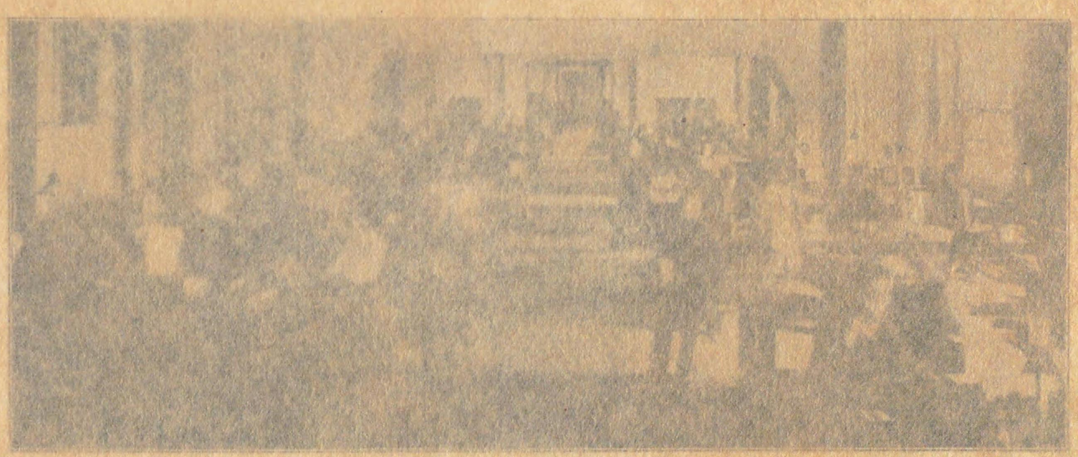

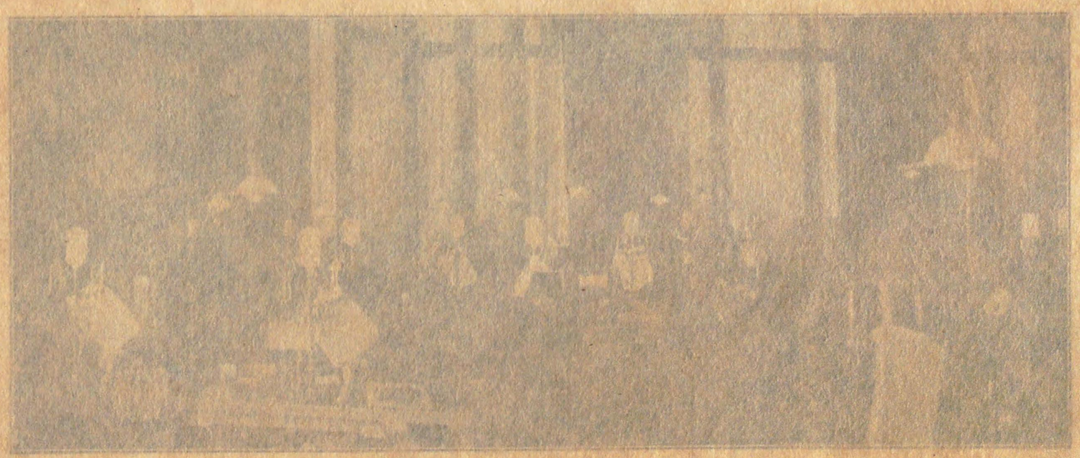

電信現業の狀況

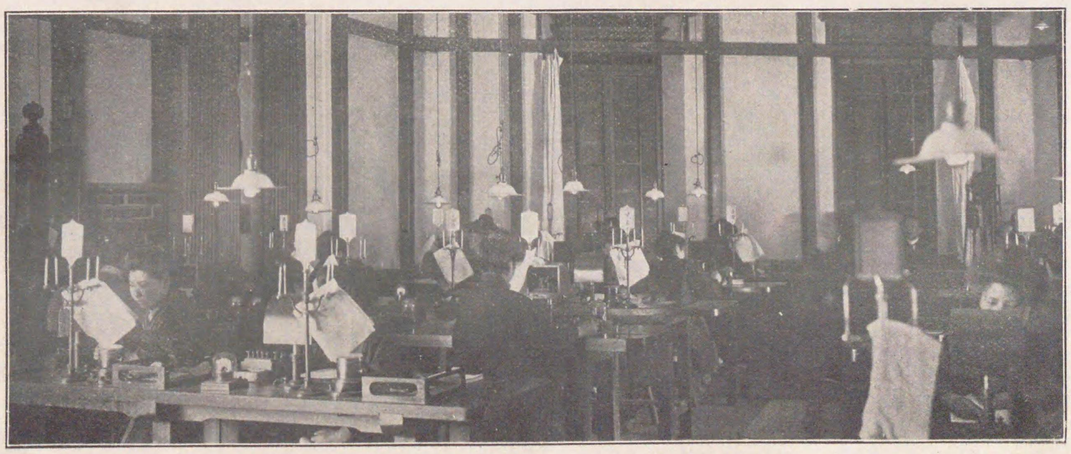

電話交換の狀況附休憩室

況狀の務事金貯替爲

通信提要目次

緒言

通信事業の沿革……一頁

郵便……一頁

電信……三頁

電話……四頁

郵便爲替……五頁

郵便貯金……五頁

郵便切手の種類と効力……六頁

貼付使用方……七頁

郵便切手帖……七頁

郵便封皮……八頁

第一編　通信事業の組織

第一章　通信官署……一頁

第二章　從事員及其養成……二頁
從事員……二頁
遞信官吏練習所……三頁
通信生養成所……三頁

第二編　郵便

第一章　郵便物として差出すことを得ざるもの及特別の取扱に依るを要するもの……四頁
郵便禁制品……五頁
特別の取扱に依るを要するもの……五頁
第二章　郵便物の種類……五頁
通常郵便物……六頁
一、第一種郵便物……六頁
二、第二種郵便物……六頁

イ、郵便葉書……六頁
ロ、私製葉書……八頁
ハ、郵便繪葉書……八頁
三、第三種郵便物……九頁
四、第四種郵便物……九頁
イ、印刷物……一〇頁
ロ、業務用書類……一〇頁
ハ、寫眞書畫圖及博物學上の標本……一〇頁
ニ、商品見本及雛形……一〇頁
五、第五種郵便物……一一頁
六、種別以外のもの及異種合裝……一一頁
小包郵便物……一二頁
第三章　郵便物の特別取扱……一四頁
一、書留……一四頁
二、價格表記……一五頁
三、配達証明……一六頁
四、別配達……一七頁

五、引受時刻証明……一八頁
六、代金引換……一八頁
七、現金取立……一九頁
八、內容証明……一九頁
九、留置及留置通知……一九頁
一〇、約束郵便……二〇頁
一一、廣告郵便……二一頁
一二、市內特別郵便……二二頁
一三、年賀郵便……二四頁

第四章　發受心得……二四頁

差出方……二四頁
一、包裝……二五頁
二、表記……二五頁
三、受付時間……二六頁
四、取戻及名宛變更……二〇頁
五、附記事項……二〇頁
受取方……二一頁
一、受取拒絕……二二頁
二、受領証印……二二頁
三、誤配達……二三頁
四、門標……二三頁
五、郵便受函……二四頁
六、郵便私書函……二四頁
七、轉送……二五頁
不能還付……二五頁
封皮差出……二五頁
探問……二五頁

第五章　郵便料金の追納並に郵便料金の還付及損害賠償の請求……三六頁

未納料不足料の納付……三六頁
過納又は誤納料金の還付請求……三七頁
損害賠償の請求……三七頁

第六章　外國郵便物發受心得……三八頁
差出方……三八頁
一、包裝……三八頁
二、表記……三八頁
取扱局……三九頁
受取方……四〇頁
容積重量及料金……四〇頁
一、通常郵便物……四〇頁
二、小包郵便物……四一頁

第三編　電信

第一章　通則……四六頁
電報の種類……四六頁
取扱の順序……四六頁
語字……四六頁
字數及語數計算……四七頁
料金……四八頁
取扱時間……四九頁

第二章　取扱の種別……四九頁
通常電報……四九頁
特別電報……五〇頁
一、時間外電報……五〇頁
二、至急電報……五一頁
三、照校電報……五一頁
四、返信料前納電報……五三頁
五、受信電報……五四頁
六、追尾電報……五四頁
七、再送電報……五五頁
八、同文電報……五六頁
九、外國郵送電報……五六頁
一〇、新聞電報……五六頁

一一、氣象通知電報……五六頁
一二、無線電報……五七頁

第三章　發受心得……五八頁

差出方……五八頁
一、書方……五八頁
二、宛名の署號……五九頁
三、差出……五九頁
イ、郵便賴信……五九頁
ロ、受付函投入……六〇頁
ハ、集配人委托……六〇頁
二、電線托送……六〇頁
四、指定……六〇頁
イ、別使配達……六一頁
ロ、艀船配達……六二頁
ハ、書留郵便配達……六三頁
二、無綫配達……六三頁
ホ、留置……六四頁

ヘ、局待……六四頁
ト、親展……六四頁
五、還付……六五頁
受取方……六五頁
一、配達先登記……六五頁
二、局渡証票……六五頁
三、誤達……六五頁
四、探問……六六頁
五、保管……六六頁
尋問改正及停止……六六頁
閲覧正寫……六七頁

第四章　料金の追納及還付請求……六七頁

料金の追納……六七頁
料金の還付請求……六七頁

第四編　電話

第一章　加入……七〇頁
加入の種類及料金……七一頁
加入申込手續……七三頁
加入取消及名義變更……七三頁
加入者心得……七三頁
第二章　通話……七四頁
通話の種類……七四頁
市内通話……七四頁
市外通話……七四頁
長距離通話……七四頁
至急通話……七四頁
夜間電話……七五頁
通話心得……七五頁
取扱時間……七五頁
通話時數……七六頁
電話番號簿……七六頁
呼出……七六頁
自働電話通話……七七頁
通話停止及加入除名……七七頁
料金還付……七七頁
申告……七八頁

第五編　郵便爲替

第一章　郵便爲替の種類……七九頁
通常爲替……七九頁
電信爲替……七九頁
小爲替……八〇頁
第二章　特殊取扱……八一頁
……八二頁

證書送達……八三頁
拂渡濟通知……八三頁
居宅拂……八三頁
線引讓渡……八四頁

第三章　振出及受取上の注意……八四頁

取扱時間……八四頁
拂渡濟否取調……八五頁
拂渡停止……八五頁
拂戻及局所變更……八六頁
拂渡停延……八六頁
再度証書……八六頁
代人受取……八七頁
料金還付……八七頁

第四章　外國爲替……八七頁

料金……八七頁
振出及受取……八八頁

第六編　郵便貯金

第一章　預入金額の制限、利子及通帳……九〇頁

預入金額の制限……九〇頁
利子……九一頁
通帳……九二頁
通帳檢閲……九三頁
再度通帳……九四頁
讓渡及相續……九四頁
改名改印轉居の届出……九五頁
料金還付……九五頁

第二章　預入……九六頁

現金預入……九六頁
郵便切手預入……九七頁
証券預入……九八頁
局所外預入……九九頁

集配人取集……九九頁
吏員出張取扱……九九頁
第三章　拂戻……一〇〇頁
通常拂戻……一〇一頁
特殊拂戻……一〇二頁
非常拂戻……一〇三頁
第四章　特別貯金……一〇三頁
規約貯金……一〇四頁
据置貯金……一〇四頁
共同貯金、海外貯金……一〇四頁
第七編　郵便振替貯金及年金恩給
第一章　郵便振替貯金……一〇五頁
振替貯金の性質……一〇五頁
振替貯金の組織……一〇五頁
振替貯金の便益及利子……一〇六頁
加入手續……一〇七頁
拂込及拂出……一〇七頁
料金……一〇七頁
第二章　年金恩給……一〇八頁
受取方……一〇八頁
年金恩給金の郵便貯金……一〇九頁
附錄
各國一郵便局に對する受持面積比較
各國通常郵便物引受數比較
各國小包郵便物引受數比較
各國電報發信數比較
各國電話比較

各國郵便貯金比較
內國通常郵便物引受數累年比較
內國小包郵便物引受數累年比較
內國電報發信通數累年比較
內國郵便爲替振出高累年比較
內國郵便貯金累年比較
長野縣通常郵便物數累年比較
長野縣小包郵便物數累年比較
長野縣電報通數累年比較
長野縣郵便爲替累年比較
長野縣郵便貯金累年比較
長野縣各郡市別人口一に對する郵便電信比較
長野縣各郡市別人口千に對する電話加入數比較
長野縣各郡市別郵便爲替比較
長野縣各郡市別郵便貯金比較
長野より縣下各主要地に到る郵便發着時刻
長野より內國各主要地に到る郵便時刻

通信提要

緒言

通信事業の沿革

通信事業の起源

通信機關の設備は、文運の進化と百般事業の振興を促し、社會生存上缺くべからざる一要件たること敢て多言を要せずして明かなり。太古豪族割據の世にありては道路の險は却て敵を防ぐの具となり、行旅愈難く通信の必要亦超らざりき。然れども强者は弱者を征して之を統一し漸く社會を組織するに及んでは茲に通信の必要起り、通信の必要起りて其の機關備はるに至りしなり。今左に沿革の大要を示さん。

郵便

郵便　我國、上古驛遞の制邈として稽ふべからずと雖、崇神天皇の御宇に四道將軍を置き、成務帝の御宇に國造を置かれたる事實より推せば政令軍令の傳達上驛遞類似のもの當時既に備はりしは疑ふべからず下つて孝德帝大化二年に驛馬、傳馬を置き、驛鈴、傳符、關契を造り、超ゑて

奈良、平安の兩朝及藤原氏の政を攝する時代にありては驛遞の制自ら興廢變遷あり、鎌倉時代に至りて此制稍見るべきものあり、其の后德川氏の覇業を開くに及んで、驛政大に備はりしと雖、唯官信遞送を爲したるに過ぎず。其の後、元和元年大阪城衞戍の諸士等、其の家隷を飛脚となし、毎月三回家信を通ぜしめ、之を三度飛脚と稱したり、是れ實に我國に於ける私信遞送の濫觴にして、爾後藩邑と大都との間、飛脚營業者並び起りたり。此の時に當り、明治維新の大業成り、諸般の制度漸く其の緒に就き、郵便制度亦歐州諸國の例に倣ひ、明治元年十二月東京、京都間に公書遞傳の定便を設け、茲に郵制の端を啓き、同三年十二月信書郵便の法を開始し、翌年三月國家行政の一部に加へ、驛遞司をして之を掌理せしめ、政府自ら經營するに至れり。自後銳意之れが改良擴張を計り、着々其の歩を進め、六年五月全然之が民營を禁じ政府の專掌となし、七年六月邦米郵便條約を締結し、次で十年六月萬國郵便條約に加盟を布告し、茲に郵便の國際關係を明かにし、十五年郵便條例を制定發布し、翌年一月より之を實施し、二十五年初めて小包郵便の制を開設し、三十三年三月郵便法及郵便規則を定め、爾來幾多の改善を施し新規の施設を爲し以

て今日に及べり。

電信　西曆一千八百三十七年米國「ボストン」の人「エス、エフ、ビー、モールス」始めて電信機を發明し印字通信の方法を案出し「ワシントン」「バルチモール」間四十哩に電線を架し好成績を收めて以來世界各國競ふて之を敷設し、數年を出でずして西歐諸國此利器を設けざるはなきに至れり。我國に於ては嘉永五年米國水師提督「ペルリ」初めて電信機を幕府に寄贈せしも時未だ之を應用するの機運に至らず、明治二年八月英人「ギルベルド」を聘して之を試用したるを以て權輿とす、次で四年十月東京長崎間に長距離通信を開始し、翌年四月赤間關海峽に海底線を敷設し十一年三月東京木挽町に電信中央局を設け、十八年五月電信條例を制定し、翌年遞信省の新設せらるゝに及んで郵便電信を合併し、三十三年三月電信法を制定發布し、益事業の擴張を計り、遂に今日の如く電線を以て蜘蛛網の觀を呈するの盛況に達せり。

無線電信　無線電信は何等線條を用ゐず大氣を通じて通信し得る嶄新なるものにして其の發明も亦最近の事に屬せり。即ち西曆一千八百五十四年英國電氣學者「ジエームス、ボウマン、リンドルセー」なるもの此の機械を

電話

發明し一千五百呎の距離に於て通信を試み其の効を奏したりしも世未だ之を實用に供するに至らざりしが、尋で一千八百九十六年伊太利人「マルコニー」電波無線電信機を發明し一千九百年英國軍艦三十六隻に之を裝置し陸上との通信をなしたり。我國に於ては三十七、八年戰役の際政府之が研究に力を致し其の効大に見るべきものあり依て之を艦船に裝置し軍事通信の用に供したるを初めとし、四十一年四月無線電信規則を制定し仝年五月銚子及天津丸に此の機械を据付け創めて公衆通信の用に充て爾來歲月を經ると共に之を擴張し海岸局五船舶局十五を設置するに至れり。

電話　電話機は西暦一千八百七十六年即ち明治九年米人「アレキサンドル、グラハムベル」の發明に係るものにして、我國に於ては、翌年一月此の機械を購入し、東京、横濱間に試用したるを以て嚆矢とす。尋で二十年十月東京熱海間に、翌年十二月加州金澤金石間に裝設し、初めて公衆通話の用に供し、二十三年四月電話交換規則を發布し、東京横濱の兩市に交換局を設け、二十六年三月大坂及神戸にも亦之れを設置して以來日尚ほ淺きも其の進歩驚くべく世益を擴めたること亦鮮なからず、世人

郵便爲替

郵便貯金

益其の利を悟り政府亦之が擴張に力を盡せり。

郵便爲替　人文交通の途漸く進み貨幣の流通行はるゝに至つて現金輸送の危險と不便なるを悟り、貨幣の兩替を營むものの間に各証券を發行し取引者も之を以て送金の手段と爲すに至り、茲に爲替取組なるものを生じたるものにして、西暦一千六百二十七年佛國に於て此の業務を取扱ひたるを以て郵便爲替の嚆矢とす。我國に於ては明治八年一月初めて郵便爲替を開始し、仝十二年十二月本邦及香港間に爲替交換條約を締結し以て海外爲替の端を開き、十八年六月萬國爲替約定に加入し、仝年九月に至つて新に電信爲替及小爲替の二方法を設け、爾來幾多の變遷を經、三十三年三月郵便爲替法を制定發布すると共に全國各局所に於て普く之が取扱を爲すに至れり。

郵便貯金　郵便貯金の制度は西暦一千八百七年英人「ホワイト、ブレッド」が勞働者及貧窮者の救助に關する法案を議會に提出したるに胚胎し、一千八百六十年英國宰相「グラッドストーン」之を實施したるを以て起源とす。我國に於ては明治八年四月內務省達を以て貯金預り規則を發布し、東京及横濱に之か取扱を開始したるに始まり、仝年十二月全國

一般に之を施行すること丶せり。爾來施設改善を爲したること一再にして止まらず、明治二十三年八月郵便貯金條例を發布し、三十二年二月貯金出張取扱の方法を設け、三十三年三月切手貯金、翌年四月証券貯金の制度を開き、三十八年七月郵便貯金法を制定實施し、四十一年十月振替貯金の便法を設け益事業の改良を圖り、年を追ふて貯蓄の美風を擧ぐるに至れり。

郵便切手の種類と効力

郵便切手は通信に關する料金納付の証にして郵便局及郵便切手類賣捌所に於て之を賣捌す、是等切手は納付の際汚斑毀損したるものは無効とし、又之が再用を許さず。今其の種類を擧ぐれば左の如し

種類	著色	種類	著色
五厘	淡黒	十錢	濃青
一錢	赭	十五錢	紫
一錢五厘	菫	二十錢	赤
二錢	綠	二十五錢	淡綠

三錢	老紅	五十錢	濃赭
四錢	紅	一圓	濃綠
五錢	橙黄	五圓	濃紅
六錢	嬌栗	十圓	老紫
八錢	茶褐		

注意

貼付使用方　切手は郵便物裏面に貼付せず、內國郵便物は表面上部左隅に、外國郵便物は其の右隅に貼付し、又少額の切手多數を用ふること は成るべく之れを避け、相當高額のものを使用するときは郵便局に於て料金過不足の調査及消印に手數少なく彼我共に利便なるべし。

郵便切手帖　各種の郵便切手を合綴して小形の册子とし携帶の便を計りたる郵便切手帖なるものあり。之に內國用外國用の二種ありて甲は三錢切手十八枚一錢五厘切手三十枚を一册とし價一圓にて、乙は十錢切手十八枚四錢切手三十六枚二錢切手十二枚を一册として價三圓五十錢にて各郵便局及郵便切手類賣捌所に於て賣捌し、其の体裁優美にして其の使用も亦便利なり。

郵便封皮

郵便封皮　旅行中其の他封皮を所持せざる場合に於ける使用の便に供する爲め、封皮に三錢切手印面を印刷し價三錢五厘にて賣捌す、其の種類長形角形の二種ありて、四匁以内なれば別に切手を貼付するの煩なく紙質良好なるを以て破損の虞なく使用上便益多し。

第一編　通信事業の組織

第一章　通信官署

通信事務を取扱ふ官署を稱して通信官署と云ひ、之を分ちて一等局、二等局、三等局及電信取扱所と爲す。是等局所の區別は主として局務の大小を標準とせるものにして、事務を取扱ふ上より於ては何等高下の差あるにあらざるなり。而して一等局は三府其の他樞要の都會より之を設け二等局は一等局所在地に亞ぐ都市に之を置き、其の他の地に三等局を設け。電信取扱所は必要に應し鐵道停車場を指定し電信の取扱を爲さしむるものとす。二等郵便局及三等郵便局よりは郵便集配事務又は電信電話事務を取扱はざるものあり、郵便集配事務を取扱はざるものを稱して無集配局と謂ふ。而して我國現在の惣局所數は實に七千七百六十九の多きに達し三里半平方に一局づゝ配置せらるゝ割合となる、長野縣よりして三里半平方より一局づゝ配置せらるゝ割合となり、恰も全國の平均と合致せり。而して縣下に於ける局所を細別せば一等局一、二等局三、三等局二百四十二、電信取扱所二十

にして、一等局は長野、二等局は松本、上田及飯田とす。』

是等通信官署は單に郵便電信電話等の現業事務のみを取扱ふものにして、事業の監督及計画に關する事項は、上に遞信管理局ありて、海事及電氣事業に關する事項と共に之れを統轄するものとす。但し郵便貯金及郵便爲替並に年金恩給の給與に關する事務は郵便貯金局之を掌るものとす。

第二章　從事員及其養成

從事員　の數は四十二年度末調査に依れば惣員八万二千六百〇六人の多數に上り、我長野縣に於ては二千三百七十一人とす、尚ほ之を詳說せば左の如し。

	全國惣數	長野縣下に於ける數
職員	四一、三三四	一、一四九
集配人	二六、二四九	七八三
遞送人	八、六五〇	二七四
其他	六、三七三	一六五

是等多數の從事員は晝夜の別なく事務に勵み郵便物又は電報等の速達に努め殊に遞送人集配人は寒暑の別なく雨雪を冒して馳走し、其の勞苦察するに餘りあり、試に長野縣下に於ける是等傭人の一日間に馳走する總里程を述ぶれば、實に六千九百二十七里の長距離にして一人平均六里二十丁を馳することゝなる。而して職員の養成機關として遞信官吏練習所及通信生養成所の設あり。

遞信官吏練習所　は東京芝公園内にあり、遞信部内に奉職せしむる官吏を養成する所にして行政、技術、電信の三科を置き、中學卒業以上の程度に依り入學試驗を行ふ、其修業年限行政技術兩科は二ヶ年他は一ヶ年とし、在學中毎月金十圓の修業費を給與し、卒業後五ヶ年間遞信部内に奉職するの義務を負はしむ。

通信生養成所　は各遞信管理局内に之を置き、高等小學校卒業程度のものを入學せしめ、凡そ七ヶ月間電信技術並に通信事務に關する概念を修得せしむ。而して在學中手當を給與するものとあり、其の卒業後前者は三ヶ年、後者は二ヶ年間遞信部内に奉職する義務を負はしむるものとす。

第二編　郵便

郵便物は其の差出より受取人に到達するに至る經路を見るに、郵便函に投入せられたる郵便物は郵便局に於て一定の時刻に集配人を派し之れを開函取集せしめ、窓口引受のものと共に一々檢査を行ひ日附印を以て切手に消印を施し、肩書によりて夫々區分し配達局方面に遞送せらるるものにして或は人夫又は車馬を以てし、或は鐵道船舶に依り晝夜兼行以て、其の配達局に到達するや、直に再び日附印を押捺し到着の日時証明の具となし配達地毎に區分し集配人をして之を宛所に配達せしむ。然れざも深山孤島其の他僻陬の地にして交通困難の場所に宛てたるものは通常の方法に依り配達することを得ず、故に是等の地は豫め之れを指定し配達を爲さず、郵便物到着の翌日より六十日間局に留置き受取人の出頭を待ちて之れを交付するものとす。

第一章　郵便物として差出すことを得ざるもの及特別の取扱に依るを要するもの

郵便物は左に記載する物品を除くの外何物たりと雖、差出すことを得るものとす。而して之が差出を許さざるものは、即ち

一、公安を妨害し又は風俗を壞乱すべき文書、圖画、其の他の物件

二、爆發性、發火性、其の他郵便吏員に危害を加へ又は郵便物に損害を與ふべき物件

にして之れを郵便禁制品と稱し、若之を差出したるときは五十圓以下の罰金に處せらるゝのみならず、其の物品は之れを沒收せらる、又海外へ發送する郵便物は前記禁制品の外關税、其の他の法令に依り輸出入を禁する物品は差出すことを得ず。

通貨は價格表記となすにあらざれば差出すことを得ず、又金銀寶玉等の貴重品は價格表記となすの又は書留となすにあらざれば差出すことを得ざるものにして、若し是等を他の郵便物として差出したるときは郵便切手よ消印の上返付せらるゝものとす。

第二章　郵便物の種類

郵便物を別つて通常郵便物及小包郵便物の二種とす。

通常郵便物　は更に之を左の五種に別つ

第一種郵便物

一、第一種郵便物（書狀　（重量四匁迄金三錢、四匁以上は四匁迄を增す毎に金三錢を增す　但印刷したる無封の書狀は重量十匁迄金二錢、十匁以上は十匁迄を增す毎に金二錢を增す）

重量　無制限

容積　長さ一尺三寸、幅八寸五分、厚さ五寸以內

書狀　とは全部又は幾部を筆記したると印刷したるとに拘はらず特定の人に對する通信文よして全部印刷したる賀狀、案內狀、禮狀等の類にして、帶封若くは開封の儘差出したるものは、特に其の料金を低減し、十匁迄金二錢とす。但し運送狀及保險申込書の類よ限りては全部印刷せざるも、其の大部分を印刷したるものなるときは、亦此の料金よよるものとす。

第二種郵便物

二、第二種郵便物（通常葉書　金一錢五厘
往復葉書　金三錢
封緘葉書　金三錢）

イ郵便葉書　は政府之を發行するものにして、其の使用上注意すべき點を擧ぐれば左の如し

一、表面には左記事項の外記載することを得ず、若し他の事項を記載したるときは更に一錢五厘切手を加貼するにあらざれば三錢を追徵せらる。

イ、差出人及受取人の宿所氏名、身分、職業及商標其の他の稱號等

ロ、日附及要用、至急、貴酬等の慣用語

ハ、送達上郵便局所よ必要なる注意を示す語辭。

二、葉書には何等の物品と雖添付することを得ず、若し添付したる場合は第一種郵便物と同樣の取扱を受くるを以て、更に不足料金相當の切手を加貼するにあらざれば不足料金の二倍を追徵せらるる但し契約書、委任狀、若は受領證等と爲す場合に限り、其の裏面に收入印紙を貼付するは妨げなし。

三、料額印面を汚斑したるときは更よ一錢五厘切手を貼用するよあらざれば三錢を追徵せらる。

四、表面に印刷しある「郵便はがき」の文字を汚斑し不明ならしめたるものは、更よ一錢五厘切手を加貼するよあらざれば三錢を追徵せらる。

五、表面を書損塗抹するも料額印面又は「郵便はがき」の文字よ及ぼさず且つ郵便日附印を押捺する餘地を存し、再使用よあらざる限りは尚有効こす。若し日附印押捺の餘地なきときは更よ一錢五厘切手を加貼するにあらざれば三錢を追徴せらるべし。又再使用したるときは十圓以下の罰金よ處せらるべし。

六、料額印面以外の部分を毀損するも、原形を失はざる限りは尚有効こして取扱はるゝも、否らざるものは三錢切手を貼付するにあらざれよ六錢を追徴せらる。

七、料額印面を切り取り一錢五厘の代用こして他に之を使用するも無効こす。

八、往復葉書返信紙に發信用の文言を記載したるものは、此の返信紙も亦使用濟のものこして料額印面に消印せらる。但し返信に用ふべき差出人の宿所氏名若くは返信文言を記載したるものは妨げなし。

口、私製葉書　は縦四寸五分以上四寸七分以内、横二寸八分以上三寸以内こし、其の厚さは政府發行の郵便葉書を以て標準こし、紙質は之こ同質以上にして其の表面は白色又は他の淡色こし、其の上部は側部の中央に郵便葉書たるこを表示すべき本邦又は外國の文字を印刷するか、若は筆書するを要件こし、往復葉書及封緘葉書は之が私製葉書こ看做し取扱はるゝものなるを以て一錢五厘切手貼付なきときは三錢を追徴せらる。但し前記要件を具備せざるものは第一種郵便物こ同視せらるゝものこす。

口郵便繪葉書　は政府發行の葉書たるこ私製葉書たるこを問はず其の裏面に繪畫を描きたるものは之を繪葉書こ稱し、表面下部三分の一以内に横線を畫し、其の線内並に裏面に通信文を記するこを得。但し外國郵便葉書は繪葉書たるこ否こを問はず、表面左半部に通信文又は繪畫の記載を妨げず。

三、第三種郵便物（認可を受けたる毎月一回以上刊行する定期刊行物）

毎月一回以上逐號定期に發行する新聞雜誌の類にして所轄遞信管理局長の認可を經たるものに限る。是等刊行物は社會の文化を助長

重量	三百匁以内（重量二十匁迄金五厘、二十匁以上は二十匁を増す毎に金五厘を増す）
容積	長さ一尺三寸、幅八寸五分、厚五寸以内

するものなるを以て、公益に資せんが爲め其の料金極めて低廉なり而して此の郵便物は開封又は帶封こし、郵便局に於て撿査し得る樣包裝差出すこを要す。

四、第四種郵便物（書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書畫、圖、商品見本、及雛形　博物學上ノ標本）

重　量　三百匁以内但商品見本及雛形に限り百匁以内

容　積　長さ一尺三寸幅八寸五分厚さ五寸以内

イ印刷物　は機械其の他何れの方法を以てするを問はず、全部又は大部分印刷したる信書以外の文書にして、規則書、廣告、引札等の如きものを謂ふ。

ロ業務用書類　こは全部若は一部を筆書したる計算書、各種の原稿戸籍謄本等の如きものにして、特に指定したる人に對する通信文の性質を有せざる文書を謂ふ。

ハ寫眞、書畫、圖及博物學上の標本　は掛軸こ爲す外、特殊の作爲又は裝飾を加へざるを要す、然らざれば第一種郵便物こして取扱はるるを要す。

ニ商品見本及雛形　は其の差出人若くは受取人の何れか一方又は双方該物品の營業者にして、見本又は雛形こして、其の性質又は形

狀を示すに足るべき個數分量を限るものこして、同一種類のものを同一人に宛て多數差出すこを得ず、且つ其の郵便物には外部に差出人又は受取人の營業名及「商品見本」又は「雛形」の文字を記載するを要す。若し、此の記載なき時は第一種郵便物こして取扱はるるこ。

五、第五種郵便物　農産物種子（重量三十匁迄は金一錢、三十匁以上は三十匁迄毎に金一錢を增す）

重　量　三百匁以内

容　積　長さ一尺三寸幅八寸五分厚五寸以内

五穀其の他の種子苗等を低料郵送するは産業奬勵上必要のここにして、當業者の宜しく利用すべきものなり。而して此の種の郵便物は差出の際郵便局に於て点撿を受くべきものなるを以て、其の包裝も亦内容を窺知し得ざるべからずこ雖、蠶種にありては特に其の点撿を經たる後、之を密閉し得るの便利あり。我信州に於ては是等蠶種の郵送多大にして、其の期節に至らば爲めに臨時遞送集配便を開設し郵便列車を增結する等之が爲特に施設を要すべきもの少からず。

六、通常郵便物の種類　前記の如しこ雖、石、板等何れの種類にも屬せざるものあり、是等は第一種郵便物こ同一の取扱を爲し、又種類の異な

小包郵便物に書狀を合裝を許さず

るものを合裝したるものは、其の種類中の最高料金を納付すべき郵便物と同一の取扱を爲す。但し第二種郵便物を他種の郵便物と合裝するとき、及第三種乃至第五種郵便物に通信文を記載し、又は記載したるものを添付したるものは第一種郵便物と同視せらるべし。

小包郵便物　は小荷物運送の便を計らんが爲、政府と信書送達の傍ら之を經營するものにして、元來郵便事業は、思想の交通を以て本來の目的とするものなりと雖、信書送達の方法を利用し、小荷物を輸送するは社會經濟上有利なるを認め、明治二十五年初めて之が取扱を開始したり、斯くの如く小包は其の目的通信を爲すにあらずして、專ら小荷物運送の旨意に出づるを以て、之が速達を主とせずして寧ろ經濟的施設に重きを置き、其の遞送集配の度數少なく、自然他の郵便物に比し多少の遲延を免れず。

目的　既に斯くの如くなるを以て、書狀は小包郵便物となし又は之に合裝するを許さず、若之に違反したるときは十圓以下の罰金に處せらる。然れども無封の添狀及送狀に限り之が合裝を許し送達上の便を計りたり。而して小包郵便物は其の取扱方法よ依りて普通及特殊取扱の

二種よ分類せらる。何れも禁制品及書狀の包入を許さざるは勿論なりと雖、他の物品は其の何たるを問はず。之を小包郵便物として差出すことを妨げず。特殊取扱よ關しては次章よ之れを詳說することとし、茲よは普通小包よ就てのみ說明すべし。

普通小包　容積重量の制限及其料金を示せば左の如し。

一、容積　長さ巾厚さ共よ三尺以内のものは長さ三尺以内なるの又は巾厚さ共よ五寸以内

二、重量　一貫六百匁以内

三、料金

内地	同一郵便區内	四錢均一
	同一郵便區外	二百匁迄金八錢、以上二百匁を增す毎に金四錢を增す
内地、臺灣、樺太、相互間		二百匁迄金二十錢、四百匁迄金三十錢、以上二百匁を增す毎に金五錢を增す

附記

一、朝鮮及清國へは普通小包の取扱を爲さず。

二、同一郵便區内とは郵便物を差出したる郵便局の配達受持區域内を云ひ、同一郵便區外とは他の郵便局の配達受持區域内を云ふ。

第三章　郵便物の特別取扱

特別取扱とは差出人及受取人の利便の爲め、或は受授送達の形跡を明かにして後日調査の資となし、或は亡失毀損したるときは其の損害を賠償し、以て貴重品又は重要書類の送達を保險し、或は特別なる配達方法を設けて速達を計り、現金を取立て、廣告を配布する等各特質ありて、左に順次其の種別を揭げ之を說明せん。

一、書留　は引受の際差出人に受領証を交付するものなるを以て、郵便函に投入せず必ず窓口に差出すを要す。又配達の際は郵便局にて調製したる配達証に受領証印を押捺せしめ、以て配達の証とす、又遞送にありても普通郵便と異なり、夫々送狀を附して郵便局相互間受授の形跡を明かならしむ。若郵便局の過失に依り亡失又は毀損したるときは、左の割合に依り其の損害を賠償す。而して世人往々書狀以外のものは此の取扱を受くるを得ざるやに考ふるものあるも、葉書、印刷物等、通常郵便物は勿論、小包郵便物亦總て此の取扱を受くるを得但し價格表記と爲したるものは書留と爲すことを得ざるものとす

料金左の通り。

- 料金
  - 通常一通に付金七錢　但外に普通郵便料を要す
  - 小包
    - 内地
      - 同一郵便區内　金八錢
      - 同一郵便區外　二百匁迄金十二錢、以上二百匁を增す毎に金六錢を增す
    - 内地より臺灣樺太朝鮮在清國帝國郵便官署區内及關東都督府管内へ　二百匁迄金三十錢、四百匁迄金四十錢、以上二百匁を增す毎に金五錢を增す
- 損害賠償
  - 通常郵便物　一通に付金拾圓
  - 小包郵便物
    - 亡失のときは　重量二百匁迄は金二圓、二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金一圓を加ふ
    - 毀損のときは　總重量に對する減重量の割合に依り重量二百匁迄は金一圓以内、二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金五十錢以内を加ふ

二、價格表記　は差出の際在中品の價格を表面に記載するものにして其の金額は千圓を限度とす、表記價格と在中品通貨なるときは其の金高と異なるを得ず、又通貨以外のものなるときは市價を超過する

を許さず、又書留と爲したるものは更に價格表記となすを得ざるものなり。此の郵便物の取扱方は總て書留と等しく受授の形跡を明かにし、若し、郵便局の過失により亡失したるときは表記金額の全額を一部を亡失し又は毀損したるときは其の損害の程度により之を賠償す。此の方法は爲替取扱時間外に於て送金せんとする場合等に於て特に至便なり、料金左の通り。

通貨	通常	通貨以外のもの	十圓迄金十七錢、以上十圓迄毎に金十錢を增す
			十圓迄金十二錢、以上十圓迄毎に金五錢を增す
	小包	通貨以外のもの	書留小包郵便料に十圓迄金十錢、以上十圓迄毎に金十錢を增したるものを加ふ
			書留小包郵便料に十圓迄金五錢、以上十圓迄毎に金五錢を增したるものを加ふ

但外に普通郵便料を要す

但此計算は普通郵便料をも合計したるものなり

三、配達證明　證明料一個に付金三錢

受取人に配達したる月日を差出人に證明通知するものにして、書留

若は價格表記と爲したるものは此の取扱を請求することを得。

四、別配達

配達料一個に付

陸上二里以内は金二十錢、二里を超過したるときは一里迄毎に金十五錢を加ふ

艀船料は別に其の實費額を受取人より徴收す、受取人之れを納付せざるときは差出人より徴收す。台灣島内別配達料は郵便區市内は金十錢、市外は三里迄は金六十錢、三里以上は十八丁迄毎に金十錢を加ふ

此の郵便物は郵便局の受付時間の内外に拘らず、何時たりとも之を差出すことを得べく、其が引受を爲すものにして、配達局に到着するや、一定の配達時刻を待たず直に特使を以て配達し、受取人は配達證に受取時刻を記入し之を集配人に返付するものにして、書留又は價格表記郵便物に限り此の取扱を請求するを得、而して此の方法を郵便物差出の際請求し得るのみならず、受取人より亦豫め請求し置くことを得。

一旦特使を以て配達し、受取人不在等の爲め交付するを得ざる場合は茲に別配達の効を失ひ、次回よりは規定の配達時刻を待つて配達するものなり。若し郵便局の過失に依り普通郵便に依りて到達し得

引受時刻證明郵便物

べき時刻より遲れて受取人に到達したるときは、此の別配達料金は納付者の請求に依り郵便切手を以て還付せらるべきものとす。

五、引受時刻証明　証明料一通に付金十五錢

郵便局に於て引受の際引受時刻を証明したる受領証を差出人に交付し且其配達月日をも証明通知するものにして、書留通常郵便物に限り此の取扱を請求することを得。

代金引換郵便物

六、代金引換

引換料一口に付金五錢外に取立金送達料として、其の引換金額十圓迄は金五錢十圓以上百圓迄は其の超過したる額に對し十圓迄毎に金四錢、百圓以上千圓迄は其の超過したる額に對し十圓迄毎に金三錢。

到着郵便局に於て物品と引換へに受取人より其の代金を取立て、之を差出人に送付する方法にして、其の引換金額は千圓以内とし、價格表記郵便物又は書留小包に限り此の取扱を請求することを得而して到着郵便局は郵便物到着の翌日より十日間之れを留置き、其の旨を受取人に通知し、其の出頭を待ち代金と引換へに之れを交付す而して差出人は取立濟通知書及差出の際交付を受けたる郵便物受領証に取立金送達料を添へ、引受局に提出し、現金を受領するものとす

現金取立郵便物

七、現金取立　取立料一口に付金五錢外に取立金送達料として、代金引換と同一の割合に依る料金を要す

持參人に支拂はるべき代金受領証、株式配當券、公債社債の利札又は保險掛金受領証を代金と引換へに受取人に交付し、現金を差出人に送付する方法にして其の金額を一口に付千圓以内とす。取立期日は差出人に於て指定したるものとし其の期日に、否らざるものは七日以内に於て取立を爲し、代金引換郵便物の引換代金と同様の方法に依り現金を差出人に交付せらるべきものとす。

内容證明郵便物

八、内容証明　証明料一個に付（一通の謄本一枚のものは金十錢二枚以上のものは一枚を增す毎に金四錢を加ふ）（同時に二個以上同文のものを差出すときは内一個を除き他は前記料金の半額）

債權者より債務者に對し債務履行の催告を爲す等の場合に於て其の証跡を明かならしめんことするものの便を計らんが爲め設けられたるものにして、日本字又は漢字を以て書したる文書を其の内容とし封緘する書留通常郵便物に限り此の取扱を請求することを得、決して他物の封入を許さず、此の取扱を受けんとする者は一枚廿字詰

廿行以内の謄本二通を差出し、内一通に原本と同一なることの証明を受け交付せらるゝものにして、他の一通と二ヶ年間郵便局に保存し后日更に差出人より証明を求め又と閲覧を請求する場合の資料に供するものとす。而して之れが引受と一般の局に於て爲すにあらずして一等郵便局、二等郵便局及其の指定せられたる三等郵便局に限る長野縣下に在りてと左の十四局に於てのみ之れが引受を爲す

長野　松本　上田　飯田　上諏訪
小諸　松代　飯山　大町　岩村田
伊那　福島　岡谷　須坂

九、留置及留置通知　通知料一個に付金三錢

「留置」若くと「何局留置」と表記し差出したる郵便物と三十日間到着局所又と指定の局所に留置き、受取人の出頭を待つて之れを交付す若其の到着を受取人に通知せんとするときは「留置通知」若と「何局留置通知」と表記し、前記通知料を加貼し差出すを要す。是等と普通郵便たるとと特殊取扱たるとを問そず此の方法に依り差出すことを得又普通一般の通常郵便物と郵便函に投入することを妨げず。

一〇、約束郵便　と其の料金を一定の期間經過後、通貨を以て取纏め納付せしむるものにして、定期刊行物、書籍及印刷物に限り此の取扱を受くことを得而して第三種郵便物にあらざる印刷物にして毎月一回以上繼續刊行するもの此の承認を受くるときは特に三十匁又は其の端數毎に金一錢に低減せらる。此の取扱を受けんとするときは申込書を所轄遞信管理局に差出し其の承認を受くるを要し、尚ほ官廳以外のものは相當の擔保を提供するものとす、その承認を受けたるものは封皮表面に「約束郵便」の印章を押捺し差出すものとす。

一一、廣告郵便

料金　同一郵便區内（百通迄は金五錢、以上百通迄を増す毎に金五錢を増し三千一通より）
　　同一郵便區外（百通迄は金十二錢、以上百通迄を増す毎に金十二錢を増し三千一通より）は百通迄を増す毎に金十錢を増す

廣告郵便とハ廣告引札等各種の印刷物をその希望する郵便局にて配布を受けんとするものにして、受取人を記載せず郵便局に於て其目的を達する如く適當に配布するものにして、一通二匁を超過することを得ず、而して差出人ハ配達郵便局別に結束し、差出人宿所氏名

配達局名及通數を記載したる請求書に料金相當の切手を添へ窓口に差出すものとす。

一二、市内特別郵便　は案内狀、禮狀又は新聞雜誌等內容同一なる全部又は大部を印刷したる書狀若は第三種及第四種郵便物を同時に百通以上差出し、其の郵便局市内に低料配達する方法にして、之が取扱局は遞信管理局に於て必要と認めて指定したるものに限る、我長野縣下に於ける指定局は左の三十六局とす。

取扱局	長野	松本	上田	飯田	上諏訪
	臼田	野澤	輕井澤	小諸	岩村田
	丸子	下諏訪	岡谷	平出	松島
	高遠	伊那	赤穗	福島	塩尻
	淺間	豊科	東穗高	池田町	大町
	稻荷山	篠ノ井	北原	屋代	松代
	須坂	中野	水內	吉田	飯山
	湯田中				

而してこの取扱をなす郵便物の種類及料金を示せば左の如し。

一、有封同文書狀　一個に付（重量四匁迄金一錢五厘、四匁以上は四匁迄毎に金一錢を加ふ）

二、無封同文書狀　一個に付（重量十匁迄金一錢五厘、十匁以上は十匁迄毎に金一錢を加ふ）

三、第三種郵便物　一個に付（重量二十匁迄金四厘、二十匁以上は二十匁迄毎に金三厘を加ふ　同時に三千一個以上を差出すときは三千一個分よりは重量二十匁迄毎に金三厘）

四、第四種郵便物　一個に付（重量三十匁迄金六厘、三十匁以上は三十匁迄毎に金五厘を加ふ　同時に三千一個以上を差出すときは三千一個分よりは重量三十匁迄毎に金五厘）

以上の內第三種及第四種郵便物に就きては、郵便物に宛所の記載をなさず別に之を記したる配達札を差出す時は之により配達する方法あり、之を稱して原簿配達と謂ふ、而してこの配達札差出は最初一回のみに止り爾後同一人に差出す場合は之を省略することを得るものなれば、毎月一定の人に配付する新聞雜誌の如きは之を利用せば

便益少なしこせず、其料金こ前記第三種、第四種郵便物の市内特別取扱料金の外百個迄金五錢、百一個以上は十個迄毎に金五厘を加ふ。

第三種及第四種郵便物の料金を切手を以て納付する場合ょ於て六厘以上一錢未滿の端數を生じたるときこ之を五厘こして計算し、五厘未滿のときこ之を切り捨つ。

一三、年賀郵便　年賀の爲め差出す便郵物こ書狀たるこ葉書たるこ又新聞雜誌たるこを問はず、普通の通常郵便物こ之れを一括し「年賀郵便」こ記載したる封筒に納むるか、又こ紙札を付し毎年十二月十五日より同廿九日に至る間これを郵便局窓口に差出すか、又こ郵便函に投入せば其の局に於て一月一日の日附印を押捺し、豫じめ配達局に送付し置き、元日最先便にこれが配達を爲すものにして、之が爲め特に料金を要するものにあらず。この方法に依り賀狀を差出すときこ年賀の禮を遲延する虞なく、一面郵便局に於ける年末年首事務の劇忙を減殺するここ著しく彼我共に利便鮮少ならずこす。

第四章　發受心得

差出方

一包裝　郵便物は其の包裝に意を用ゐ之を叮寧ょそるを肝要こそ、包裝完全ならざるが爲め遞送途中毀損し受信人不明こなり通信の目的を達そるを得ざるここ少しこせず、殊に小包にありてこ木箱又こ强質なる紙或こ布等を用ゐ堅固なる包裝をなすにあらざれば、長途の遞送ょ堪えず或こ內容品を毀損し或は露出散乱し受取人に到達するも自然其の用を爲さざるに至るか、又こ數量を減少する等の事故を生ずるを以て充分の注意を拂こざるべからず、又價格表記郵便物は內品の脫出盜難豫防の要あり、刀劍流動物の如きは他物を害せざらしめんが爲め特別の包裝を必要こし、又第三種乃至第五種郵便物は通信文の記載を許さずして特に低料送達するものなるを以て其の內容を点檢するを要す、是れが爲め特に規定を設け包裝方を一定にせり。而して包裝に關して注意すべき主なる点を述ふれば、

イ、無封の書狀及第三種乃至第五種郵便物は帶封こなすか、又は開閉自在なる箱又は袋に納め紐等を以て結束し、內容品の点檢に易か

らしむべし。

ロ、寫眞、書畫、圖等にして損傷し易きものは、厚紙又は板等に挾むを要す。

ハ、價格表記郵便物ハ其の封じ目に一定の封緘紙を貼付し、鮮明に封印するを要す。但し通貨ハ適當に包裝したる上、尙ほ之を政府發行の封皮に納さむるものとす。

ニ、刀劍等ヘ鞘に納め又ハ其の危險の部分を覆ひ之を箱に納むるを要す、又流動体若ハ溶け易きものヘ之を壜又ヘ鑵に入れ樹脂錫蠟の類を以て密閉し、更に之を適當の箱に納むべし。

ホ、同一郵便區市內に發着する價格表記以外の小包にして取扱上差支なきものヘ適當に之を結束し其の他の包裝を省畧することを得。

ヘ、世人往々包裝に鑵を使用するヘ安全なるが如く考ふるも比較的破損し易きを以てこれを用ゆる場合ヘ適當の箱に納むるをよしとす。

二、表記　郵便物の包裝を堅牢ならしむるは郵便物自体の保護上最も

肝要なりと雖、表面宛名の記載方ヘ送達の遲速と配達の難易に影響すること大にして延ひて利害の及ぶ處尙甚しきものあり、然るに從來之が表書ヘ一般に輕視せらるゝ傾きありて送達上困難することを勘からず、例へば縣名を省畧し單に郡名、字名のみに止まり、或ヘ村名をのみ記載し又或ヘ書体乱雜にして讀み下すに苦しむものありて終にヘ送達不能となり差出人に返戻し又ヘ差出人をも不明なる爲沒書とするの止むを得ざるに至るもの長野區內のみにても毎月百五十通に及ぶを以て特に注意せざるべからず。之が記載上注意すべき点を左に掲ぐ。

イ、從來姓名を大書し住所を細書する傾あるも、寧ろ住所を大書し姓名ハ細書するを可とす。

ロ、肩書にハ道、府、縣、市、名及配達局を大書すべし、配達局名不明なるときハ郡、町、村、大字、字名及番地等可成精細に記載すべし今其の雛形を示せば左の如し。

何縣何局區內
何町何番地
何某　殿

郵便はがき
東京市何區
何町何丁目何番地
何某方
何某殿

何市
何町字何番地
何某殿

何縣
何郡何町村大字何番地
何某　殿

北海道石狩國
何郡何町村何番地
何某　殿

ハ、國名ハ之を書せざるを可とすれども北海道に限り國名を記載するを要す。

ニ、東京、大阪及名古屋に宛つるものハ必ず區名をも記載するを要すホ、同居人に宛つるものゝ必ず何某方と肩書するを要す。

ヘ、受取人の宿所を記載するにハ前述の注意を要すると共に、差出人自己の宿所も亦是れと同樣の注意を以て記載するを要す、殊に自己の住所に受持局名を記載し置かば返信を受くる際自然其の局名を肩書するの便となり、又受取人に送達し能ハずして還付を受くる際に於ても誤達の難を免るるを得べし。

ト、總て文字ゝ草書を避け楷書若くゝ行書にて明瞭に記載し鉛筆等消へ易きものを用ゆべからず。

チ、左記郵便物ゝ各其の下に記載せる文字を表面看易き場所に朱書するを可とす。

普通小包郵便物　書留
書留郵便物（通常は書留小包、小包は小包）

價格表記郵便物（通貨は通貨以外の物件は品名、價格表記金何程）
配達證明郵便物
別配達郵便物
引受時刻證明郵便物
代金引換郵便物
內容證明郵便物

三、受付時間　郵便函を受付時間外に於ても取集を爲し、又別配達郵便物を何時にても其の引受を爲すこと雖、其の他のものを左の受付時間內に限る。

三月一日より十月三十一日迄　午前六時より午後十時まで
十一月一日より翌年二月末日迄　午前七時より午後十時まで

受付時間前記の如くなるが、郵便函開函時刻及遞送配達時刻を知得するを郵便物差出上利便多し、其時間表を局前及郵便函に掲示しあるものとす。

四、取戻及名宛變更　差出人を未だ配達を了せざる郵便物の取戻又を名宛變更を請求することを得、此の請求を爲さんとするものを郵便局に於て差立準備前にありては無料、準備後にして未だ差立を了せざる以前は金五錢、既に差立後なるときは郵便に依り配達局に通知するものは金八錢、電信に依り通知するものは取戻は金四十錢、名宛變更は金七十錢を要す。

五、附記し得る事項　第三種乃至第五種郵便物は通信文の記載を許さずと雖、左に記載したる事項に限り之れが記入を妨げず。

イ、郵便物の內部及外部に記載し得る事項。
身分、職業、商標其の他の商號。
日附、要用、至急、貴酬、贈呈、納本、注文品、等四字以內の送達上の慣用語
定期刊行物に前金切、又は何月何日限り前金滿了等の慣用語。
送達上郵便局に必要なる注意を示す語辭、即ち受取人の移轉先等を示したる文字。

ロ、內部にのみに記載し得る事項
名稱、番號、數量、金額、寸尺、重量。
定期刊行物、書籍、印刷物、書畫、圖、業務用書類に正誤、注意、点線、批評の

受取拒絶

受領証印

類。

圖畫、及寫眞の說明又は着色。

商品見本及雜形、農產物種子、博物學上の標本に生產地及種類を確知する爲め必要の事項。

農產物種子に播種の時期及說明。

名刺に謹賀新年等四字以內の慣用語。

受取方

一、受取拒絶　料金完納の郵便物は其の受取を拒絶することを得ず、若之れを拒絶せば科料に處せらるるものとす。然れども其の料金不足するか又は未納なるときは其の受取を拒絶するを妨げず、又差出人は料金不足又は未納なる場合と雖、還付郵便物の受取を拒絶することを得ず、若是等受取を拒絶したるときは科料に處せらる。

二、受領証印　書留又は價格表記郵便物は配達証に受領證印を押捺して之を受取るものとす、是等郵便物は受取後に於ては政府其の損害賠償の責に任ぜざるに依り、受取の際封緘包裝等を檢査し、損害の有無を確かむるを要す、又一旦受取りたる後に於ては其の轉送を請求

することを得ざるものとす。

三、誤配達　他人に宛てたる郵便物の配達を受けたるときは直ちに其の事由及自己の宿所氏名を記載したる附箋を爲し最寄郵便函に投入するか若は郵便局に差出すべし、若誤つて之を開披したるときは之を封緘し前記手續を爲すべし、之が手續を洩らしたるときは科料に處せらるべし。

郵便物配達上集配人の最も困難を感ずるは、受取人居所に於て「郵便」と連呼するも家人容易に之に應ぜざることにして、爲に時間を徒費し延て他の郵便物の配達を遲延するに至り、其の利害の及ぶ處鮮少ならざるを以て、公德を重んじ他の迷惑を釀さざる樣速かに之れを受領せざる可らず。

四、門標　各戶門標は郵便物配達上其の宛所を探知する唯一の目標にして其の看易きと否とは宛所搜索に影響すること尠少ならず、是に於て明治四十一年五月遞信省告示を以て之れが完備を奬勵し爾來大に備はり郵便物配達上利する處鮮からざるは寔に喜ぶべきことなりと雖、尙未た之れが揭設なきものあり、假令其の設備あるも使用

の久しき既に風雨に浸されて文字不明こなり其の用を爲さざるものあり、爲にこれが識別に時間を要し、延て他郵便物の配達を遲延し害の及ぶ處決して少なしこせず、希くは之れが設備を爲すは勿論既に汚班し文字判別し難きものは之れが取替を勵行せられんこことを望む。

郵便受函

五、郵便受函　郵便物の配達は土地の狀況に應じ起床時刻より就眠時刻の間に於てをるを通例こをれごも、戸々の起床就眠時刻は各一定せざるを以て就眠中に配達をる場合なきにあらず、故に郵便受函を設置し之に投入を受くるを相互の便こを。

郵便私書函

六、郵便私書函　郵便私書函は郵便局に書函を設け、之を受取人に貸與し、遞送便到着毎に全人宛郵便物を投入し置くものにして、借受人は何時たりこも之を受取るこことを得て常時多數の郵便物を受領をるもの之を利用せば其の便大なりこを、其の借受料本縣下にありては一ヶ年金一圓なり。

轉送

七、轉送　普通の通常郵便物は受取後こ雖、十日以内に轉送先を記載したる附箋をなし差出せば料金を要するこことなく其の轉送を請求すること を得、小包郵便物及特殊取扱郵便物は受取後に於ては之が轉送を爲さず、又小包郵便物は豫め請求するにあらざれば料金增加を要する區域、例へば同一郵便區内より區外に、或は内地より臺灣へ達する場合は之が轉送を爲さず。

不能還付

不能還付　受取人不明等の事故に依り配達すること能はざる郵便物は之を差出人に還付す、若差出人不明の爲め還付すること能はざるものは所轄遞信管理局に於て開封檢査し、送達の途あるものは再び之が送達の手續を爲すこ雖、尚不明の場合は有價物件は二ヶ年、其の他のものは六ヶ月間保存するを以て心當りのものは其の期間内に交付の請求をなすべし。

封皮差出

封皮差出　郵便局は調査の爲め配達又は還付したる郵便物の封皮又は葉書の交付を求むることあり、此の求めを受けたるものは直に集配人に交付をるか、又は最寄郵便函ゑ投入をべし、若此の差出を爲さゞるときは科料ゑ處せらる。

探問

探問　こは集配の狀況を調査せんが爲め郵便吏員出張をるか、又は書面を以て郵便物の達否及時刻等を探問をるを謂ふ。此の探問書の送付

を受けたるものは是れよ相當事項を記入し可成速かよ最寄郵便函よ投入し、吏員より探問を受けたるときは其の提示をる探問書よ調印をるを要も、然るよ世人往々之を厭ひ郵送探問書を返附せず、又は容易よ調印を爲さゞるものあり、是れ思はざるの甚しきものよして、此の探問を爲もその主意は力めて配達の正確を期し公衆の不便を除去せんこをるよあるを以て宜しく之を諒こをべきなり、若正當の事由なくして探問の要求よ應ぜざるこきは科料よ處せらる。

不納料金納付

第五章　郵便料金の追納並に郵便料金の還付及損害賠償の請求

未納料不足料の納付　郵便料金の未納又は不足は「郵便料金取立書」を以て追徴せらるものよして、其の追納額は普通の通常郵便物は不納額の二倍こし、通貨を價格表記こ爲さずして差出したるこきは其の郵便物を還付せられ通貨價格表記料の三倍を追徴せらる、又金銀寶玉其の他の貴重品を價格表記又は書留こなさずして差出したるこき亦同じ尤も寸尺、重量の制限よ超過をる等郵便規則よ違反したる郵便物は總て切手消印の上還付せられ、其の郵便料未納又は不足なるこきは前記の例よ依り追徴せらる。

料金還付

過納又は誤納料金の還付請求　郵便局の過失よ依り徴收したる郵便料及特殊取扱を爲さざりし場合よ於ける取扱料等は納付人の請求よ依り郵便切手を以て還付せらるるを以て之れが還付を受けんこをるものは料金納付の日より六十日以内よ料金を納付したる郵便局に請求をべし、但し亡失又は失効よ依り損害賠償を爲も場合よ於ける書留價格表記及現金取立郵便物の郵便よ關をる料金に限り損害賠償決定の日より三十日以内よ請求をるを要も。

損害賠償

損害賠償の請求　郵便局よ於て書留價格表記郵便物を亡失毀損し又は郵便に依る取立金の證券を亡失し、若くは其の効力を失はしめ、代金引換郵便物引換金の取立をなさずして之を交付したるこきは、所轄遞信管理局よ對し其の損害の賠償を請求をるここを得、然れごも其の損害よ基て差出人又は受取人の過失よ依りたるか、若は天災又は其の郵便物の性質瑕疵よ因りたるこきは之が賠償を受くるを得ざるものこも。

第六章　外國郵便物發受心得

差出方

一、包裝　郵便物包裝の堅牢なるを要するこゝは前述の如しこゝ雖、外國郵便物は殊ょ長途の遞送ょ係り船舶の積卸を爲すを以て、之に耐ゆべき堅固なる包裝を爲すを要す然れごも、米國ょ達する小包は封臘封鉛其の他の方法ょ依り封緘するこゝを許さずして紙袋又は糸ょて縫ひつけたる袋、釘付又は螺釘付の蓋を有する箱其の他容易ょ包有品を点査し得る樣裝置せざる可らず。露西亞宛及同國媒介小包は紙又は「ボール」紙ょて包裝するこゝを得ず、木製若は金屬製の箱又は布製の袋を以て包裝するを要す。

小包郵便物は關稅を徵收せらるるにより、差出の際稅關告知書及小包送票に其の包有品名、數量及價格を正確に記入するを要す。

二、表記　は歐文を以て明瞭に記載するを要す。若之が記載を爲す能はざるこきは和文にて記載し妨げなしこ雖、郵便局に於て飜譯するものなるにより歐文記載の餘地を存し置くべし、又歐文を記載したるこきこ雖、其の餘白に和譯を付するを可こし、別配達郵便物、小包郵便物、價格表記又は代金引換郵便物は必ず其の名宛地及金額の和譯を付するを要す、若之を和譯せざるこきは其の引受を拒絶せらるるこごあるべし、又差出の際搭載船名及經過地を指定するを妨げず殊に歐洲諸國に達するものは西比利亞經由こせば最速達す。

取扱局

取扱局　には交換局及通常局の二種あり、交換局こは直接外國こ郵便

Postage Stamps

M. S. Yamamura,
No. 400 Avenue Hoche,
Paris.
France,
佛國行

Per" Nippon Maru."

Postage Stamps

Mr. J. Miyazawa,
No. 10 Broadway,
New-York City
U. S. A.
米國行

Via. Sideria,

Postage Stamps

I. Iwanaga. Esq,
c/o Imp. Japanese. Consulate.
London,
England,
英國行

物の受授を爲すものにして内地にありては

東京、横濱、神戸、長崎、大阪、
門司、敦賀、函館、小樽、

の九局にして其の他を通常局とす、何れも引受及配達事務を取扱ふこと雖、無集配三等局に於ては別に告示するものを除く外小包郵便物、價格表記、箱物並に代金引換の書留通常及價格表記書狀の取扱を爲さず。

受取方　は内國郵便物と異なる處なきも、輸入稅又は内國稅を徵收せらるゝものは其の郵便物を配達局に留置、稅關告知書及到着通知書を受取人に發送するを以て、稅額相當の收入印紙を通知書に貼付し郵便局に差出し其の郵便物を受領するものとす。

容積重量及料金　は條約に依りて各異なり一々之を記載するは煩雜なるを以て其の主なるもののみに止む。

一、通常郵便物

書狀　容積及重量　無制限
　　料金　二十**グラム**（約五匁三分）迄金十錢、以上二十**グラム**毎ニ金六錢を增す

葉書　通常葉書　金四錢
　　往復葉書　金八錢

容積　一尺四寸八分立方以内、但直徑三寸三分迄のものは長さ二尺四寸七分迄

印刷物　重量　五百三十三匁三分以内
　　料金　五十**グラム**（約十三匁三分）毎に金二錢

但し清國は内地料金と同樣とし、清國民局を經由送達する場合に限り送達料を追徵せらるゝ。又前記郵便物を書留と爲さんとするときは外に書留料金十錢を要す。

二、小包郵便物

加那太　容積　長さ二尺巾厚各一尺
　　重量　八百四十匁迄
　　料金　百二十匁又は其端數毎に金四十錢

亞米利加合衆國（布哇共）　容積　長さ三尺五寸並に長及横周を合して六尺
　　重量　一貫三百二十匁迄
　　料金　百二十匁又は其の端數毎に金二十四錢
但し此の料金は普通小包料にして書留となすには外に金十錢を要す

大不列顛愛蘭

容積　全前

重量　全前但し西比利亞經由のものは一貫三百三十匁迄

料金　直接交換　日本船に依るもの三百六十匁迄金一圓、八百四十匁迄金一圓五十錢、一貫三百二十匁迄金二圓

西比利亞經由　加那太船に依るもの三百六十匁迄金九十錢、八百四十匁迄金一圓五十錢一貫三百二十匁迄金二圓十錢

獨逸

容積　一貫三百三十三匁迄金二圓八十錢

重量　一面の寸尺一尺九寸八分以内にして全容積一立方尺以内、但し巾厚六寸六分以内のものは長さ三尺三寸迄

料金　直接交換　一貫三百三十三匁迄二百六十六匁迄金九十錢、一貫三百三十三匁迄金一圓三十錢

西比利亞經由　一貫三百三十三匁迄金二圓三十錢

佛蘭西

容積　全前

重量　全前

料金　直接交換　二百六十六匁迄金九十錢、一貫三百三十三匁迄金一圓三十錢

西比利亞經由　一貫三百三十三匁迄金二圓五十錢

露西亞

容積　全前

重量　全前

料金　歐羅巴露西亞　一貫三百三十三匁金一圓五十錢

亞細亞露西亞　全一圓

第三編　電信

電報を受付てより之を受信人に送達する迄如何なる取扱を經るやと云ふに、受付を了るや直に電信機に依り相手局を呼出し符號を以て送信す、之を稱して電報の傳送と謂ひ、此の符號を片仮名に翻譯し受信人に配達するものにして、電信線路の關係に依り受付局より直に配達局に送信する場合と、一旦之を途中局に送信し同局に於て更に傳送を爲す場合とあり、之を稱して中繼と謂ふ、而して着信局に於ては直に電報配達人を走らせ之を宛所に送達すと雖、其の宛所にして直配達區域外なるときは直に之を配達に付せず郵便に依り送達するものとす、而して直配達區域は着信局所と同一市區内なるか又

は之を距ること通例一里以内の地にして遞信管理局長之を指定す尤も直配達區域外なりと雖相當料金を納付し別配達となしたるものは直配達區域内と同樣着信次第直に特使を以て配達せらる。參考の爲左に電信符號を掲げん。

片仮名	羅馬字	符號
イ	A	·—
ロ	Ä	·—·—
ハ	B	—···
ニ	C	—·—·
ホ	D	—··
ヘ	E	·
ト	È	··—··
チ	F	··—·
リ	G	——
ヌ	H	····
ル		—·——·
ヲ	J	·———
ワ	K	——

片仮名	羅馬字	符號
カ	L	·—··
ヨ	M	——
タ	N	—·
レ	O	———
ソ	Ö	———·
ツ	P	·——·
ネ	Q	——·—
ナ	R	·—·
ラ	S	···
ム	T	—
ウ	U	··—
ヰ		·—·—
ノ	Ü	··——

片仮名	羅馬字	符號
オ		·—···
ク	V	···—
ヤ	W	·——
マ	X	—··—
ケ	Y	—·——
フ	Z	——··
コ	CH	————
エ		—·———
テ		·—·——
ア	Ñ	——·——
サ		—·—·—
キ		—·—··
ユ		—··——
メ		—···—
ミ		··—·—
シ		——·—·
ヱ		·——··
ヒ		——··—

片仮名	羅馬字	符號
モ		—··—·
セ		·———
ス		———·—
ン		·—·—·
゛	(濁点)	··
゜	(半濁点)	··——·

數字	亞剌比亞數字	符號
一	1	·————
二	2	··———
三	3	···——
四	4	····—
五	5	·····
六	6	—····
七	7	——···
八	8	———··
九	9	————·
〇	0	—————

記號和文	歐文	符號
—（長音）	·A又は ·A	·——·—
、（句讀点）	·（終点）	……
」（新章）	//（新章）	·—·—··
	—（連續点）	—·····—
（）（括孤）	()（括孤）	—·——·—
「」（小括孤）	""（轉倒句讀）	·—··—·
—（字下線）	··——·—	
/（歸除線）	/（歸除線）	———————
,（讀点）	·—·—·—	
·,（小讀点）	—·—·—	
:（重点）	——————···	
?（問標）	··——···	
!（感符）	——··——	

第一章　通則

種類

電報の種類　は三種あり官報、局報及私報とす。官報とは官廳及市區町村の公務上の通信を謂ひ、局報とは通信の事務に關し通信官署相互間に往復するものを謂ひ、私報とは一般公衆より發するものを謂ふ。

順序

取扱の順序　は総て至急の指定あるものを最先とし、官報、局報、私報の順位に依り、同一順位のものは受付又は着信の順位に依るものとす。

語辞

語辞　電文に用ゆることを得る語辞は、普通辞、秘辞、隱語の三種に別ち普通辞とは和文電報にありては日本語、歐文電報にありては羅甸語又は歐州國語にして其の意味の通解し易きものを謂ひ、秘辞とは文字又は數字の孤立したるもの、若は聯集したるものにして暗號の如き意味通解し難きものを謂ひ、隱語とは普通辞を以て普通の意味以外に用ゆるものを謂ふ。

字數計算

字數及語數計算　電報料金は字數又は語數に依り計算するものにして、發信人の記載したる文字中有料字數に計算するものと否らざるものとあり、左に之を示さん。

一、和文電報　の本文、傳送を要する發信人居所氏名及其指定は之を有料とし、受信人居所氏名は無料とす、然れども二名以上を連記したるときは第二以下の居所氏名は之を有料とす。

二、歐文電報　は傳送を要せざる發信人居所氏名を除き総て有料とす

三、和文電報　の數字及記號は其の一個を片仮名一字に計算し、括孤、小括孤及濁点、半濁点を付したる文字は之を片仮名二字とし、電報中に用ゐたる羅馬字、亞剌比亞數字及歐文記號は其の一字又は一個を仮名一字とし、括孤、轉倒句讀及字下線は各之を片仮名二字に計算す。

四、歐文電報　の普通辞は一語の連綴十五字を超へざるものは之を一語に、十五字を超ゆるものは十五字迄毎に之を一語に計算し、電報中ゐ用ゐたる亜剌比亜數字及秘辞は其の連綴五字を超へざるものは一語に、五字を超ゆるものは五字毎に之を一語とし、普通辞及隱語を混用したる電報中の普通辞は一語の連綴十字迄は之を一語とし、十字を超ゆるものは十字迄毎に之を一語に計算し、連續点を以て繋ぎたる語及略符を以て分ちたる語は之を二語とし、連續点及略符を除きたる他の記號は之を一語に計算す。

料金　内國和歐文の通常電報料金左の如し、但し外國電報料金は名宛國と經過線路とに依り其の料金を異にするを以て之を省畧す、

一、同一市區町村内のもの	和文	官報	金十錢
		私報	金三錢
	歐文	官報	金二十錢
		私報	金三十錢
二、内地（小笠原島を除く）小笠原島臺灣樺太及朝鮮相互間のもの	和文	官報	金十五錢
		私報	金三錢
	歐文	官報	金二十錢
		私報	金三十錢
三、前記以外のもの	和文	官報	金二十錢
		私報	金五錢
	歐文	官報	金廿五錢
		私報	金五十錢
四、本邦内地臺灣又は樺太と滿洲又は清國芝罘との間に發着するもの	和文	官報	金二十錢
		私報	金五錢
	歐文	官報	金廿五錢
		私報	金五十錢

（和文：十五字以内、以上五字を増す毎に　歐文：五語以内、以上一語を増す毎に）

取扱時間　は通例午前六時より午後十時迄とし、鐵道停車場に於ける電信取扱所又は臨時に開設する電信取扱所にありては稀ゐ其取扱時間を短縮せるものあり。

第二章　取扱の種別

通常電報　とは普通辞、秘辞又は隱語の何れを以てするも特別の取扱を受けざるものを謂ひ、其の字數又は語數に應じて料金を課せらるゝものにして、和文電報にありては單に受信人の宿所氏名のみを記載し本文及發信人の宿所氏名等記載なきものと雖、十五字以内の料金を徴収せらるゝものなり。

特別電報　とは通常電報に對し特別の取扱をなすものにして、各發信人の指定する所により或は取扱時間外に發信するもの、或は反覆照校

し以て其の正確を期し、或は發信人に於て返信に要する電報料金を前納して受信人の負担を省除するもの等あり、順次之を左に記述せん。

時間外電報

一、時間外電報

指定畧符號（和文 ララ　歐文 SS）

時間外料金　一通に付金二十錢

時間外電報は其の名の如く電報取扱時間外に於て受付及配達を爲すものにして、內國電報に限り之が取扱を請求することを得、而して至急電報も亦取扱時間外に發信し得べしと雖、次に述ぶるが如く其の料金普通私報の三倍を徵收せらるゝを以て夜間音信の必要あるときは此の電報を利用するを便とす、尤も鐵道停車場に於ける電信取扱所の如きは之か取扱を爲さゞるを例とす。

至急電報

二、至急電報

至急（至急親展）指定畧符號（和文 ウナ　歐文 UR　ウニ UC）

料金（官報 通常電報料の二倍　私報 仝 三倍）

此の電報は他の電報に先ちて取扱ひ、又取扱時間外と雖、之が送達を爲すものなり、故に電報幅湊の場合に際して、特に至急を要するものに利用するを便とす。

照校電報

三、照校電報

指定略符號（和文 ムニ　歐文 TC）

照校料金（通常電報料金の四分の一、但錢位未滿の端數を生じたるときは之を切捨つ）

此の電報は發信局と着信局との間に於て本文は勿論受信人居所氏名に至るまで反覆校合し誤謬を正すを以て特点とす、故に暗號又は金額を表示する數字等ある場合に之を利用せば便なり。

返信料前納電報

四、返信料前納電報

返信料前納（返信至急　返信照校）指定略符號（和文 ナツ　歐文 RP　ナウ RU　ナム RT）

受信人より返電を欲する場合、其の返信電報料を發信人に於て前納し受信人に料金負担を免かれしむるものなり。此の電報に關し注意

すべき事項左の如し

イ、返信料前納とは通常電報を以て返信を受けんとするものにして通常電報料を前納し、返信至急とは至急電報を以て返信を受けんとするものにして至急電報料金を前納し、又返信照校とは返信に對し照校の取扱を受けんとするものにして照校電報料を前納するものなり、若和文十五字、歐文五語分を超へたる料金を前納せんとするときは指定欄に其の字數又は語數を附記するを要す。

ロ、配達の際は着信局所に於て返信料前納証書を發行し電報と共に之を受信人に交付するを以て、受信人は該証書附屬の受領証に記名調印し之を配達人に返付し、証書に返電を記載發信するものなり、若之が返電に當り証書に記入しある前納額に不足を告ぐるときは不足額に相當する郵便切手を加貼するを要す。

受信人返信料前納証書を受領することを拒みたるときは、其の証書を使用し着信局所より發信局所を經て其の旨を發信人に通知するものとす。

ハ、前記証書の有効期間は証書發行の日より三十日間にして、此の期間内に於ては他の電報に之を使用するを妨げず、若此の期間内に使用せざるときは、發信人は料金納付の日より六十日以内に該証書を差出し、料金納付局所に其の料金の還付を請求することを得

ニ、受信人に交付し得ざる前納証書は三十日間着信局所に之を保管するを以て、受信人は右期間内に、發信人は右期間滿了後三十日以内に之が交付を請求することを得。

ホ、前納証書一通を以て二通以上の電報料金に、又証書二通以上を合し之を一通の電報料金に充つることを許されず。

五、受信電報

郵便受信報知
電報受信報知
指定略符號　和文　ツツ　ツニ　歐文　PP　PC

受信報知料金
郵便受信報知　金三錢
電報受信報知　和文十五字、歐文五語以内の通常料金

此の電報は郵便又は電報を以て原電報の配達日時を其の發信人に通知するものにして、受信人は配達人の持參する電報受取紙に受領時刻を記入し、且つ調印の上直に之を配達人に返付するを要す、若受

信人に於て此の電報の受領を拒絶するか又は其の他の事故に依り之を配達し得ざるときは日時報知に代へ其の事由を發信人に通知するものとす。

追尾電報

六、追尾電報

指定略符號（和文 チ／歐文 F）

料　金　追尾一回毎に原信と同額とす。

此の電報は受信人の居所一定せざる場合、例へば旅行先等のものに宛て其の跡を追ふて追送するものにして、發信人發信の際請求するときを得、而して追送料金は一回毎に新たに差出たるものとして計算したる料金を受信人より追納するを要す、然れども左に掲ぐる電報は此の取扱を受くるを得ず。

郵便又は電報を以て別配達料の報知を受くる電報。

返信料前納の電報。

受信電報及同文電報並に外國郵送電報

再送電報

七、再送電報

指定略符號（和文 ナ／歐文 R F）

料　金　追尾電報と仝じ

此の電報は受信人又は宛所のものより着信局所に電報の轉送を請求するものにして、其の料金は追尾電報と同じく受信人之を追納するを要す、若受信人追納し得ざるときは轉送を請求したる者より納付するものなり。

八、同文電報

同　文（和文 十錢／歐文 十五錢）

同文連名（指定略符號 和文 ム ヨ／歐文 T M ヨ イ M A）

同文料金　原信電報料の外一通毎に

本文の同一なるものを同時に數人に宛てんとするとき、其の各受信人が同一の着信局所より配達を受くるか、又は着信局所を異にするも同一市區町村内に居住するときは、其の數通を此の同文電報とし て差出すことを得るものにして、内一通分は普通の電報料を要するも、其の他は字、語數の多寡及特別の取扱を受くると否とに拘はらず

前記の如く低廉の料金を以て差出すことを得、頗る便なり、然れども其の通數は十通を超過することを得ず。

九、外國郵送電報

外國郵送電報

指定略符號（和文ツ　歐文P）

外國郵送料金一通に付金二十錢

外國郵送電報は外國電報料金多額なるを以て内地港灣附近の局所まで電報に依り、其の以遠は郵便を以て送達せんことを請求したる場合に於ける取扱なり。

一〇、新聞電報

新聞電報

新聞電報發信證票を所持するものより新聞紙掲載の目的を以て發する電報にして、其料金は五十字迄毎に金二十錢とし豫納、後納、及豫約を爲す方法あり

一一、氣象通知電報

氣象通知電報

氣象通知電報とは中央氣象台又は測候所に於て公示する天氣豫報等を電報を以て通知を受くるものにして、天候を豫知せんとする場合に之を利用せば便なり、而して之が通知を受くる方法に二種あり、一は譯文を以てし他は符號を以てす、符號を以てするものは郵便局より符號表の交付を受くることを得。料金左の如し。

	符號の場合 一ケ月分	符號の場合 一通分	譯文の場合 一ケ月分	譯文の場合 一通分
全國天氣豫報	三圓七十五錢	十五錢	五圓二十錢	
全國暴風警報	一圓二十五錢	十五錢	一圓六十五錢	二十錢
地方天氣豫報	二圓五十錢	十錢	三圓二十五錢	十三錢
地方暴風警報	一圓十錢	十錢	一圓三十錢	十三錢

一二、無線電報

無線電報

指定署符號（和文ナ　歐文R）

無線電信は其の名の如く何等線條を架することなく、通信するの方法にして、現今にありては航海中の船舶と陸上との間通信に用ゐらるゝのみ、此の電信に依り傳送する電報を稱して無線電報と稱へ、海岸に海岸局を設け、船舶内に船舶局を置き、此處に特別の機械を裝置し、是等電報の送受を爲す、而して陸上一般の局所より船舶局に發信せんとするときは、一般料金の外左記海岸局料金及船舶局料金を納付するを要し、海岸局より直接船舶局に、又船舶局より直接海岸局に

發信するときは海岸局料金と船舶局料金とを納付するものなり。

海岸局料金　和文（十五字以内金二十錢、五字以内を加ふる毎に金五錢を增す）
　　歐文（五語以内金二十五錢、一語を加ふる毎に金五錢を增す）

船舶局料金　仝前

第三章　發受心得

差出方　に關し注意を要する事項種々あり、其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、書方　凡て電報は賴信紙に記載するを本則とし、電信を取扱ふ局所より之が交付を受くるものなりと雖、常時多數の電報を差出す者にありては之を私製し使用するを便とす、而して之に記載する文字は和文は片假名、歐文は羅馬字及亞剌比亞數字を以てし、若受信人居所氏名を本字にて記載したるときは必ず之よ片假名を以て傍訓を附し「ニ、ミ、ハ」は數字の「二、三、八」と、又「シ、ン」と「レ」、「ク」と「リ」、「ュ」と「マ、ユ」の如きは何れも錯誤を生し易きに依り、數字は之を大書して假名と

の區別を明にし、假名は其の字畫を正格に書し、又羅馬字は「ZとC」「WとV」「FとV」の如きは各類似せるを以て是等は特に注意を拂ふを要す。

發信人居所氏名を通知せんことせばとして有料字數に算入せらるゝものにして、之を記入すると否とは任意なりと雖、後日の証として賴信紙欄外には必ず其の居所氏名を本字を以て記載するを要す。

二、宛名の略號　受信人居所氏名は豫め電信取扱局所に申出で略號を使用することを得、歐文電報は受信人居所氏名を有料字數に算入せらるゝを以て之に略號を使用せば料金を節約し得て特に利あり、尤も之が登記料として年額十二圓を納付するを要す。

特殊の事由に依り短期の略號登記を必要とする場合の登記料は登記一箇毎に月額金一圓二十錢とす。

三、差出　電報は窓口に差出すの外左の方法に依ることを得。

イ、郵便賴信　賴信紙に相當料金を貼附して之を封筒に納め其の表面に「電報在中」と記載し郵便函に投入することを得、此の場合に於ては普通郵便料を免除せらるゝものなるを以て電信局所を距る

遠隔の地より差出すに便なり。

ロ、受付函投入　電信局所に電報受付函の設あるときは電報取扱時間外に於て通常電報に限り投入することを得、此の電報は次の取扱時間の開始を待ち最先に送信せらる。

ハ、集配人委托　返信料前納電報、局待電報、別使配達電報又は艀船配達電報の配達を受けたるときは五分間以内に其返電を配達人に委托することを得。

ニ、電線托送　電話加入者又は電報送受の目的を以て電信取扱局に電信線又は電話線を接續せるものは豫め電信局に届出でを爲し其の電線に依り電報の發送を委托し又は自已に宛てたる電報の通報を受くることを得、其の料金は一通毎ょ金三錢とし一ヶ月分を取纏め後納するものとす。

四、指定　電報は其の宛所が直配達區域外なるときは郵便配達に付せらるること前述の如しと雖、之を直配達區域内と同じく着信后直ょ配達せんことを請求し又は着信局に於て配達に付することなく局に留置き受取人をして出局の上受取らしめんことするごとを請求する方法あり、其の他此の種の便方數種あるを以て之を左に列記せん

イ、別使配達

別使配達
- 別使料電報々知
- 別使料郵便報知

指定符號

	和文	歐文
マツ		XP
マム	料金	XT
マヨ		XM

着信局より二里以内は金二十錢二里以上は一里迄毎に金十五錢を增す、嶋嶼に宛てたるものは里程に拘はらず金二十錢とし其の實費之に超過するときは其の實費額に依る

前記の外報知料として和文十五字分の通常電報料

仝上報知料金三錢

直配達區域外に居住する者に宛てたる電報を特使を以て直に配達する方法にして、別使料に不足を告げたるときは受信人之を追納するを要す、若此の追納料金を發信人に於て負擔せんことするき電報を以て其の料額の報知を受くるを別使料電報々知と云ひ此の報知を郵便を以てするを別使料郵便報知と云ふ。

又受信人は別使配達の指定なき電報に對し別使配達の請求をなすことを得、是等別使配達の電報は配達人の持參する電報受取紙に受領證印するを要す。

發信人は別配達の里程を豫定し之に對する配達料を前納するこ

こを得、此の場合に於ては指定署符號の次に其の里程を附記するを要す。

『臺灣及滿洲（本邦局所所在地）』は別使料異り『臺灣にありては着信局所より二里以内は金四十錢とし二里を超ゆるときは一里以内毎に金三十錢を加ふ但し嶋嶼に配達する場合は里程よ拘らず金四十錢とし其の配達實費之に超過する時は實費額に依る。滿洲にありては里程に拘らず金三十錢とし其の實費之に超過する時は實費額に依る、又朝鮮は本邦料金に同しく樺太は別使配達の取扱をなさず

ロ、艀船配達

艀船配達
- 艀船料電報々知（指定署符號）
- 艀船料郵便報知（指定署符號）

艦船に宛てたる電報は何等指定なきときは郵便に依り配達するものなるにより、直に配達に付せんことを望む者は此の艀船配達の取扱を請求するを要す。但し樺太は此の取扱をなさず、又朝鮮及臺灣は其の料金内地と同く滿洲（本邦局所所在地）は大連よ限り一圓、其他の地は五拾錢、芝罘は二十五錢とし、何れも實費額之よ超過せば其の實費額よ依る。

艀船配達實費額が前納料金よ不足を告ぐるときは受信人より之を追納するものとして、この追納額を發信人よ於て負擔せんことし報知を受くる方法及手續は別配達電報に於けること同樣とす

和文　歐文

ハホ	BD	金二十錢（實費之に超過したるときは實費額による）
ハム	PT	料金（前記料金の外報知料として和文十五字分の通常電報料）
ハヨ	BM	仝上報知料金三錢

ハ、書留郵便配達

指定署符號（和文 ツナ　歐文 PR）　料金七錢

直配達區域外に宛てたる電報の郵便配達を書留こなし受授を明かにせんこするときは此の取扱に依るものなり。

ニ、無緘配達

指定署符號（和文 ナレ　歐文 RO）

電報を開封の儘達配する方法にして、秘密を要せざる電報を受信人不在等の場合、他の家人をして披見せしむる必要ある場合よ便

なり。

留置

ホ、留　置

指定畧符號（和文　ムナ　歐文　T R）

受信人ゝ配達せず着信局所又は指定の郵便局ゝ留置き、受信人をして出局受取らしめんとするものは、此の取扱を請求書するを要す、其の留置期間は三日間とす。

局待

ヘ、局　待

指定畧符號（和文　ヤム　歐文　W T）

發信人が發信局所に於て其の返電を待つことを受信人に知らしめんとするとき、此の取扱を請求するものにして、着信局に於ては之が配達の際電報表面宛名の傍らゝ「局待」の文字を記載するを以て、受信人は此の文字に注意するを要す。

親展

ト、親　展

至急親展　和文　歐文
親　展　指定畧符號（ウニ　U c　ニカ　c L）

受取方

配達先登記

局渡證票

誤達

宛名以外の人の披見を憚ることを表はさんとするものにして、至急親展は至急電報に、親展は通常電報に對する指定事項なり。

五、還付　電報を差出したる後、送達の必要なきに至りたるか又は誤謬を正さんが爲め、電信局所に於て未だ之が送信前なるときは料金五錢を納付して其の還付を受くることを得。

受取方　電報は宛所に配達するを通例と爲すも左の方法に依り之を受取るの便あり。

一、配達先登記　受信人が其の居所以外の場所に於て受取らんとするときは其の場所を指定し此處に配達を受くることを得、之を稱して配達先登記と云ひ年額十二圓を納付するを要す。

二、局渡証票　受信人は配達人の配達を待たず着信局所に於て電報を受取らんとするときは其の局所に請求し局渡證票の交付を受け電報受取の都度之を呈示し電報を受取るものとす、其の料金は年額金六圓とす。

三、誤達　他人に宛てたる電報の誤達を受けたるときは其の事由を記載したる附箋をなし直に之を着信局所に差出すか又は最寄郵便函

に投入するを要す、然れども郵便函に投入するときは自然遲延を來すより可成着信局所に差出し以て公共の利益を計るべきなり、若過ちて之を開封したるときは之を封緘し尙其の事由をも附記し前記の手續を爲すを要す。

探問

四、探問　郵便の部に於て述べたると同樣の探問を受くることあるにより此の場合に於ては探問書の返付又は調印を爲すを要す。

保管

五、保管　配達し能はざる電報又は留置期間を經過したる電報に對しては七日間着信局所に之を掲示し、掲示の日より三十日間之を保管するを以て、其の期間内に受取方を請求するを要す。

尋問改正及停止

電報を保管したるとき又は保管したる電報を交付したるときは其の旨を發信人に通知せらるゝものとす。

尋問改正及停止　とは發信の時より七十二時間以内に發信人より電報の着否を尋問し、字句を改正し、又は配達の停止を請求し或は受信人が其の受取たる電報の字句不明なるか又は發信人の居所氏名不明等の場合に於て受取の時より七十二時間以内に發信局所に之が問合せをなす方法にして之が請求に對し往復電報料を納付するものなりとは雖、返信を要せざるものなるときは片道の料金を納付せば足り、又尋問の結果字句の相違が電信局所に於ける傳送上の過失に出でたるものなるときは直に其の料金の還付を受くるものとす。

閲覽正寫

閲覽正寫　電報の差出人又は受取人は六ヶ月以内に其の差出したる電報又は受取たる電報の原書を閲覽し、又は其の謄本の交付を請求することを得其の料金左の如し

料金の追納

料金の還付請求

イ、閲覽料　電報一通に付　金三錢

ロ、正寫料　電報一通に付（和文　二百字以内毎ニ金五錢／歐文　五十語以内毎ニ金十錢）

第四章　料金の追納及還付請求

料金の追納　發信人の納付すべき料金に不足ありたるときは其の不足額の二倍を追徴せらるゝものにして、之を納付せんとするとき又は其の他の各種追納料金を納付せんとするときは集配人の持參する追徴證書と引換へ之が支拂をなすものなり。

料金の還付請求　電信局所の過失に因り受信人に到達せざるか、又は

郵便にて到着し得べき時日より遅れ到達したるか、或は料金の過納及誤納等の事故の原因が電信局所の過失に起因したる場合、及發信局所に於て傳送前に返還したる電報の料金、又は返信料前納證書を以て發信したる電報の料金が其の證書の前納額未滿なる場合に於ける殘額等は料金納付の日より六十日以内に納付人より其の還付を請求することを得。

第四編　電話

電話は電信と同じく電氣を利用するものなるも、電信の如く符號を以て送信するにあらずして、電話機を中介して直接談話の交換を爲す嶄新なる方法なり郵便局に於ては請求に依り電話線を接合して對話の媒介をなす之を電話交換と稱す、今通話を爲す方法即ち電話機の使用方を圖解せば左の如し。

普通電話機の圖

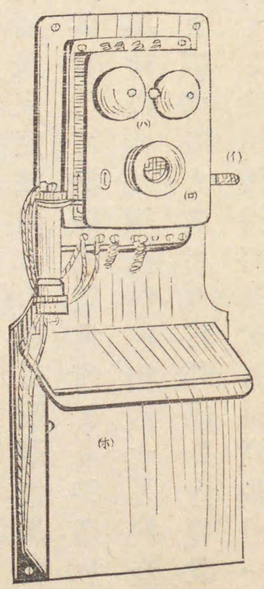

卓上電話機の圖

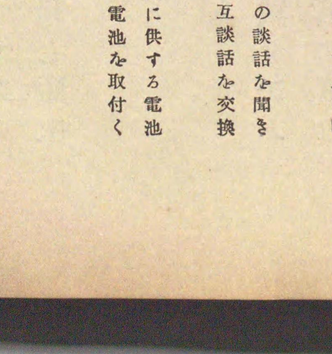

（イ）は把手（ハンドル）と稱し、通話を爲さんとするとき、（ニ）受話器を掛けたる儘にて之を廻轉し、郵便局又は先方に信號を通ずる用具なり。

（ロ）は送話口と稱し、其の形喇叭形を爲し、之に向つて談話を爲すものとす。

（ハ）は電鈴と稱し、先方より通話せんとし呼出の合圖を爲さんとするとき鳴鐘するものにして此の鳴鐘を聞きたるときは直ちに。

（ニ）の受話器を取り外し耳に當て先方の談話を聞き且（ロ）の送話口に對し談話し、竝に相互談話を交換し得るものなり。

（ホ）は木製の箱にして此の内に送話用に供する電池を藏置す。但し卓上電話機には別に電池を取付くるものとす。

通話の方法前述の如くにして、郵便局に設置したる電話所に於てするか、又は東京市、長野市等繁盛なる市街道路の傍側に建設したる所

謂自働電話所に於てし、又は自宅に機械の設置を請ひ坐しながらにして之を使用し通話することを得。自己の邸宅に機械を設置せらるゝを稱して電話加入と云ひ、一定の區域を限り其の加入を許す、此の區域を稱して加入區域と云ふ。以下章を別ち加入及通話に關し順次之が說明を爲さん。

第一章　加入

加入區域

電話加入區域は前に述べたるが如く、電話加入を爲し得る地域を云ふものなるも、之に普通加入區域と特別加入區域の二種ありて、其の異なる点は、普通加入區域内のものは單に電話使用料を納付せば足ると雖特別加入區域内のものは電話使用料の外尙ほ電話線接續料及附加使用料として機械設置場所より普通加入區域の境界に至る間に於ける電線建設費及維持料に相當する料金を納付せさるべからず、又特設電話と稱するものありて郵便局内の設備を除きたる他の總ての設備に要する費用、維持料及電話料等費用一切を負擔し開設する方法あり、この特設電話に對しては其の加入區域に普通又は特別の區別なしと雖

加入の種類

特殊の事由あるものは遞信大臣の認可を得、加入區域外に於て加入を爲すことを得。

加入の種類　には單獨加入、共同線加入及連接加入の三種あり。

一、單獨加入とは加入者一人よて單獨に電話回線を獨占するを云ふ。

二、共同線加入とは加入者二人にて一電話回線を共用するものにして二人の内何れか一方通話中なるときは他の一人は通話するを得ざるものこす、此の加入は使用料金低廉なるを以て通話の頻繁ならざるものの之を利用せば便なり。

三、連接加入とは單獨加入者の電話機の傍らに連接用轉換器を裝置して之に一電話回線を接續し加入するものにして、共同線加入と同じく其の一方通話中なるときは他は通話することを得ざるのみならず、連接加入者が通話せんこするときは其の都度本加入者に於て接續の勞を執るの不便あり、然れごも其の料金は最低廉なり。

料金

以上各種の普通電話に對する加入登記料及電話使用料は左記の通りにして、加入登記料とは加入申込に對する証こして納付するものを謂ひ、電話使用料とは電話開通後電話使用に對し納付するものを謂ふ、何

れも土地に依りて其の金額を異にし、東京、大阪を甲地とし、以下土地の狀況加入者の多寡等に依り順次乙地、丙地、丁地に分ち料金に差等を附したり、而して長野縣にありては長野、松本、上田を丙地とし、上諏訪を丁地とす。

附加使用料

加入登記料（單獨及共同線加入／連接加入）

	甲地	乙地	丙地	丁地
單獨及共同線加入	十五圓	十圓	五圓	五圓
連接加入	五圓	三圓	二圓	二圓

電話使用料（單獨加入／共同線加入／連接加入）

	甲地	乙地	丙地	丁地
單獨加入	六十六圓	五十四圓	四十八圓	三十六圓
共同線加入	四十八圓	四十二圓	三十六圓	三十圓
連接加入	二十四圓	二十四圓	二十四圓	二十四圓

年額

卓上電話機附加使用料　甲號十二圓乙號六圓

特設電話に對する加入登記料は普通電話と異なり土地に依り差等を付せず五圓均一とす、尚ほ交換料及維持料を示せば左の如し。

交換料（單獨加入及共同線加入／連接加入）　一加入毎に年額　二十四圓

同　十八圓

維持料

電話線路（水底線路を除く）　一回線里程一丁迄毎に年額（復線式　一圓三十錢／單線式　八十錢）

電話機（電池及附屬品を含む）一個毎に年額（普通　七圓／卓上（甲號　十八圓／乙號　十二圓）

加入申込

加入申込　を爲さんとするものは一定の加入申込書に加入登記料相當の郵便切手を貼付し、所屬電話交換取扱局に之を差出すものにして連接加入を爲さんとするときは本加入者の承諾書を添へ、又共同線加入を爲さんとするものは双方連署するを要す。

加入取消及名義變更

加入取消及名義變更　電話加入者又は加入申込者は其の取消を請求することを得、又加入申込者死亡又は失踪したる場合に限り相續人又は管理人に於て申込を繼續せんとする場合は其の加入申込を繼承することを得、又連接加入者は名義變更を請求することを得ざるものにして、單獨加入及共同線加入者は一二の特例を除き隨意に其の名義變更を請求することを得。

加入者心得

加入者心得　加入者は電話機及附屬物品を移動分解し、又は是に他の線條機械を結び付くる等の所爲を爲すべからず、尤も塵芥を除去せんが爲め布又は箱を以て覆を付するは妨げなし。

機械及線條其の他附屬品の保守修繕は總て郵便局に於て爲すものなるに依り、職員又は工夫より其の點檢を求められたる場合は、局員たることを証明したる証票の呈示を求めたる上、機械設置場所に立ち入ら

しむべし

加入者は金錢物品等を受けて**自己**の電話機を他人に使用せしめ又は報酬を受くるものに貸與すべからず、若し之を犯したるときは其の加入より除名せらるゝものとす。

第二章　通話

通話の場所に付ては前述の如しと雖、其の通話は一加入區域内相互の通話即ち市内通話と、加入區域外との通話即ち市外通話又は長距離通話若は加入者にあらざるものとの通話等其の種類方法數種あり。

市内通話
市外通話
長距離通話

通話の種類

市内通話　とは同一加入區域内に於ける通話を謂ひ其の通話者双方共加入者なるときは、特に料金を要せず、又通話時間に何等制限なし。

市外通話　とは加入者又は電話所より他の加入區域内に於ける加入者又は電話所へ通話するものにして其の料金は距離の遠近と依り差あり、又其甚しく遠距離の地に通話するを謂ふ。

長距離通話　長距離電話加入者又は電話所相互間に限り通話する事を得、而して是等の通話を爲し得る區域は之を通話區域と稱し各地各差等ありて料金と共に告示せらるるものとす。

長距離電話附加使用料

此の長距離電話は距離の遠近に依り普通と特別との二種に區別し、各電話機の裝置を異にし、其の加入者と附加使用料として電話機一個毎に年額普通は六圓、特別は十二圓を納付するものなり。

至急通話

至急通話　市外通話又は長距離通話は通話請求の順位に依り交換接續するものなるが、規定通話料の二倍を納付するときは至急通話として他に先ち通話することを得。

夜間電話

夜間電話　とは通話料金三十錢以上を要する土地に於ける加入者相互間午後八時より翌日午前七時迄の間に通話するを謂ひ、其の料金低廉なり。

取扱時間

通話心得

取扱時間　加入者相互間又は**自働電話所**に於て通話するときは取扱時間に制限なきも、電話局所に於ける通話及呼出は通例左の時間内に限るものとす。

自　三　月　一　日　**午前六時**より**午後十時**まで
至　十月三十一日

通話呼數

自　十一月一日　午前七時より午後十時まで
至　翌年二月末日

通話時數　自働電話通話、長距離通話、市外通話及電話取扱局所に於てする通話とは五分間を以て一通話時とし、引續き三通話時以上通話することを得ず且雖、他に通話請求なき場合は限外とす。

電話番號簿

電話番號簿　加入者の電話機には番號を付するに依り、加入者と通話せんとするときは相手方の氏名等を呼ばず、此の番號を交換手に告ぐるものとす、而して同一加入區域内に於ける加入者に對し各加入者の番號を表示したる電話番號簿を一部づゝ無料配付せらるゝものなり若し其の以外に於て必要なるときは相當代價を以て郵便局より購入することを得。

呼出

呼出　電話加入者にあらざるものと通話せんとするときは對話者を最寄電話局所に呼出方を請求し一定の呼出料と一通話時の通話料を納付するものとす、而して相手局所に於ては、被呼者を呼出さんが爲め直に電話料前納証書を發行し、之を被呼者に「送達し、被呼者は之を以て電話所に來り茲に通話をなすものとす」然れども被呼者は一定の區域内に居住するものに限るものにして此の區域を稱して電話呼出區域

と謂ふ。

自働電話

自働電話　まて通話せんとするときは先づ以て自働電話室内に掲出しある料金表に依り五錢の白銅貨又は十錢銀貨を以て相當料金を準備し然る後電話交換局を呼出したる上、交換手より「受話器を耳にあてたまゝ料金をお入れ下さい」と通知せられたるとき、準備し置きたる白銅貨又は銀貨を電話機に設けある所定の投入口に差し入れ、初めて通話するものとす、此の自働電話は料金二十五錢以内の土地に限り通話することを得るものにして、前項の呼出を請求することを得ず。

通話停止及加入除名

通話停止及加入除名　加入者電話使用料及通話料其の他電話に關する料金を規定の期日迄に納付せざるときは、其の滯納の期間通話を停止せられ、又た停止せられたる日より三十日以内に滯納金額を納付せざるか、又は一年三回以上通話を停止せられたるときは、加入より除名せらるゝことあり、此の除名せられたるものは滿一ヶ年を經過するもあらざれば再び同一加入區域内に於て加入を爲すことを得ざるに依り是等料金の納付を怠ることなき樣注意するを要す。

料金還付

料金還付　電話局所の過失に依り徴收したる電話料、電話呼出料又は

電話料前納証書を被呼者に交付せざるか或は又其の使用期間中に使用せざりしときの電話料等は、呼出請求を爲したる日より三十日以内に納付人より其の呼出請求を爲したる局に請求し、之が還付を受くることを得。

申告　通話不良なるか、又は交換局を呼出すも何等應答なきか若くは應答非常に遲延したるとき、又は交換取扱方に不審あるか不都合ありと認めたるときは、速かに其の地の交換局長へ電話又は書面を以て申出で、又は所轄遞信管理局長に書面を以て申出る事を得。

第五編　郵便爲替

郵便爲替は曩に事業の沿革の部に於て述べたるが如く、証書を以て送金の手段とするものにして、其の取組方法は郵便局に現金を提出し之に相當する証書の交付を受け以て受取人に送達し、該証書と引換に郵便局より証書面記載の金額を受領せしむるものなり。

第一章　郵便爲替の種類

郵便爲替を別つて通常爲替、電信爲替及小爲替の三種とす。

通常爲替　は振出局に於て振出人及受取人宿所氏名並に爲替金額等を拂渡局に通報し、拂渡局に於ては受取人に付規定に依り正當の受取人なるや否やを確めたる上之が拂渡を爲す從而詐取に罹る憂少なく最も安全なる送金方法なり。

其料金及証書一枚の金額制限並に証書の有効期間を示せば左の如し

料　金　（十圓迄金六錢、以上十圓を增す毎に金四錢を增す、但内地と在清國本邦（局所間は十圓迄金十錢、以上十圓迄を增す毎に金十錢を增す。

証書一枚の金額制限　金百圓、但錢位未滿の端數を付するを得ず

証書の有効期間（証書發行の日より九十日、但台灣、樺太、朝鮮、鬱陵島、千島、琉球、（小笠原及伊豆諸島は百二十日。

通常爲替を振出さんとするときは、郵便局より通常爲替振出請求書用紙の交付を求め、之に金額差出人及受取人の宿所氏名並に拂渡局名を記入し爲替金及爲替料を添へ差出し、通常爲替証書及爲替金受領証書を受取るべし、此の振出請求書には差出人及受取人の商標、商號又は其

の他の符號を附記することを得、

拂渡猶豫請求

又豫め一定の期間を限り其の爲替金拂渡猶豫の請求を爲すことを得此の場合に於ては振出請求書に拂渡猶豫の日數を記載するものとす

通常爲替の受取

而して爲替金受領證書は差出人之を保存し、爲替證書は郵便を以て受取人に送付するものなり。

受取人前記證書の送付を受けたるときは、其の證書に記名調印し、之を拂渡局に差出し證書と引換に現金を受領すべし。

電信爲替

は其の振出より對し拂渡局へ電報を以て差出人氏名金額及受取人住所氏名を報知し、拂渡局（無集配局なるときは集配局なるとき）（集配受持局）に於ては直に電信爲替證書を發行し之を受取人に送達するものにして、此の通報は至急電報の取扱を請求することを得、而して拂渡の際は通常爲替と同く受取人の正否を確め拂渡を爲すものなり、此の方法は安全にして且至急の用に充つるに便なり。今其の料金及證書一枚の金額制限及證書の有効期間を示せば左の如し。

料金（十圓迄金三十錢、以上十圓迄を增す毎に金五錢を增す、但內地と台灣、樺太、朝鮮及在清國本邦局所間は十圓迄金四十錢、以上十圓迄を增す毎に金十錢を增す。）

證書一枚の金額制限　金百圓、但圓位未滿の端數を付するを得ず

證書の有効期間　通常爲替に同じ

電信爲替の振出

電信爲替を振出さんことするときは、郵便局より電信爲替振出請求書用紙の交付を受け、之に金額及差出人受取人の宿所氏名並に拂渡局名を記入し、尙差出人及受取人宿所氏名には片假名を附記し爲替金及爲替料を添へ郵便局に差出し受領證を受取るべし、振出局に於ては前記の如く爲替金額及受取人差出人の氏名等を拂渡局に電報するものなり、と雖、若其の拂渡局が電信を取扱はざるときは、最寄電信局より郵便を以て拂渡局に通報するものとす、此の通報は別配達の取扱を請求することを得、又證書を受取人に送達するにも等しく別配達の取扱を請求するを得。

電信爲替の受取

受取人前記證書の送付を受けたるときは、通常爲替と同く其の證書に記名調印し、之を拂渡局に差出し證書と引換に現金を受領するものとす。

小爲替

は通常爲替又は電信爲替と異なり、振出局より拂渡局へ何等の案內を發せず輕便を旨としたるものにして、振出人は豫め拂渡局又

小爲替の振出

小爲替の受取

は受取人を指定せず便宜の局に於て受取らしむるの便あり、然れども之が拂渡に際しては郵便局に於て正當受取人たることを確むるに困難なるを以て詐取に罹るの憂なきにあらず、若此の危險を防止せんとせば振出人に於て其の證書面に拂渡局及受取人宿所氏名を記載し之を受取人に送付するを可とす、今左に其の料金、及證書金額の制限並に證書有效期間を示さん。

料　金　金三錢、但內地と在淸國本邦局所間金五錢

證書一枚の金額制限　金五圓

證書有效期間　（證書發行の日より六十日、但臺灣、樺太、朝鮮、鬱陵島、千嶋、琉球、小笠原島及伊豆諸島は百二十日

小爲替の振出方は、爲替金及爲替料を郵便局に差出し小爲替證書及受領證を受取り郵便を以て其の證書を受取人に發送すべし。

受取人前記證書の送付を受けたるときは、之に其の宿所氏名を記載調印し、拂渡局に差出し證書と引換に現金を受領すべし、若證書に拂渡局の指定なきときは何れの局に於ても受領することを得。

第二章　特殊取扱

證書送達　通常爲替證書は前既に述へたるが如く、自ら之を郵便に付し受取人に送達するものなりと雖、此の送達を郵便局に委托する便法あり、之を稱して證書送達と云ふ。此の方法は其の料金振出金額の如何に拘はらず證書一枚に付送達料として僅かに金五錢を納付せば足れり、且自己の住所氏名と共に爲替金送付の目的を受取人に通知することをも請求するを得、此の場合に於ては振出請求書余白に送金の目的を記載し置くものにして、郵便局に於ては之を證書余白に轉記し書留郵便を以て受取人に送達するものなり。

拂渡濟通知　郵便爲替に於ても郵便に於ける配達證明の如く、爲替金拂渡を濟了したることを郵便又は電報を以て通知を受くる方法あり之れを稱して拂渡濟通知と云ふ。此の請求を爲さんとするものは、郵便に依り通知を受くるときは金三錢、電報に依り通知を受けんとするときは通常電報料相當の金額を納付するものとす。

居宅拂　受取人をして爲替金受取の爲め拂渡局に出頭するの勞を避けしめんとするとき、又は受取人に於て爲替金受領の爲め出局するの煩を避けんとするときは、居宅拂の請求を爲すことを得、然れども差出

人は既に爲替振出後なるときは之が請求を爲すを得ず、又小爲替に對しては受取人に於て請求するは妨げなしと雖、差出人より請求するを得ず、而して是等の請求を爲さんとするときは、其の住所氏名、爲替種別證書記號番號及金額を記載したる請求書を作り、之れに料金相當の切手を貼付し郵便局窓口に差出すか、又は無料郵便として封筒表面に「通信事務」の文字を記載し郵便函に投入すべし、是等請求に對する料金は通常爲替及電信爲替は一口に付金五錢、小爲替は一口に付金三錢とす

線引讓渡　とは受取人に於て爲替證書を直に銀行に讓渡さんとする方法にして、爲替證書の裏面に二條の平行線を畫し、讓渡銀行を指定せんとするときは其の線内に銀行名を記入するものとす、之に對しては何等料金を要せず。

第三章　振出及受取上の注意

取扱時間　爲替取扱時間は左に記載したるが如く郵便又は電信と異なり、平日は午後四時迄とし日曜、祭日及暑中は正午迄なるに世人往々此の取扱時間外に來り取扱を請求せんとするものあり、郵便局に於ては公衆に對し利便を與ふることを旨とすれども、取扱時間終了直に當日の計算を了するを以て、乍遺憾時間外取扱の請求を拒絶するの止むを得ざるにより、必ず時間内に請求するを要す。

自三月一日　至七月十日　午前八時より午后四時まで
自九月十一日　至十月三十一日　午前九時より午后四時まで
自十一月一日至翌年二月末日　午前八時より正午まで
自七月十一日至九月十日
但日曜及大祭祝日は正午迄とす

拂渡濟否取調　爲替振出後に於て差出人は該爲替金の拂渡濟なりや否やの取調を請求するの途あり、之が請求を爲さんとするものは其の請求書を郵便局に差出すものにして、郵便局に於ては拂渡局又は郵便貯金局に郵便又は電報を以て拂渡濟否の照會を爲すものとす、其の照會にして郵便に依るものは金三錢、電信に依るものは通常電報料相當の金額を納付せざるべからず、然れども直接拂渡局に就き取調を請求する場合は前記料金を要せず。

拂渡停止　通常爲替及電信爲替の差出人は爲替金受領證書と請求書

を差出し該爲替の拂渡を停止せんことを請求するを得、此の請求を受けたる郵便局に於ては郵便又は電報を以て其の旨拂渡局に通知するものなるに依り、其の通知に要する料金は請求人之を納付せざるべからず、又拂渡停止の請求に際し豫め其の解除期日を指定し、又は後日に至りて前に請求したる拂渡停止の解除を求むることを得。

拂戻及局所變更

拂戻及局所變更　通常爲替及電信爲替に對しては未た拂渡を了せざるものに對し、其の差出人より該爲替金の拂戻及拂戻局所の變更を請求するを得、又差出人受取人共に拂渡局所變更の請求を爲すを得べし。

拂渡停延

拂渡停延　拂渡郵便局に於て資金缺乏するか、爲替証書に違式等の事故あるときは、其の拂渡を一時停延するの已むを得ざることあり、此の場合に於ては証書裏面に其の事由と停延日數を記載証印し受取人に返付するものとす、然れども通常爲替及電信爲替の証書にして振出局よりの案内と其の金額吻合せざる場合に於て、其の少なき金額を限度とし、又は資金缺乏の場合に於て郵便局の拂渡得る金額を限度とし、仮拂を受くることを得、之を稱して少額拂と謂ふ。

再度証書

再度証書　爲替証書にして其の有効期間を經過したるか、又は之を亡失、毀損若は汚斑したるときは、該証書又は受領証を差出すか或は保証人を立て更に証書の交付を請求することを得、此の請求に對しては爲替金の拂渡未濟なる場合に限り再度証書を發行し、書留郵便を以て之を請求人に送達せらるゝものなり、而して其料金は通常爲替、電信爲替は一口に付金六錢とし、小爲替は金三錢とす。

代人受取

代人受取　受取人若、代人をして受取らしめんとするときは、委任狀を差出すも可なりと雖も、証書裏面に委任の手續を爲し其の表面に代人たることを肩書し記名調印するを便とす、而して是等委任は就ては特に印紙稅を免除せらる。

料金還付

料金還付　郵便爲替に關する料金にして郵便局所の過失に依り過納又は誤納せしめたるか、或は電信爲替証書の送達を郵便にて到達すべき時日より後れしめたるか、又は特殊取扱の請求に對し其の取扱を爲さゞりし場合に於ては、証書の有効期間滿了後三ケ月を經過せざる期日內に其の納付人より之が還付を料金納付局所に請求することを得

第四章　外國爲替

外國爲替　は羅馬に於て締結したる萬國郵便爲替業務約定に依るもの之、特別條約即ち英國、加奈太、米國、香港、墨西哥の各國と本邦との間に締結したる爲替交換條約之に準據し其の取組を爲すものにして、通常爲替及電信爲替の二種に限り、小爲替の制度なく、又電信爲替は其の取扱を爲す國と爲さゞる國とあり、其の證書金額の制限及料金等に至りても、宛國に依りて各之を異にし、特殊取扱こして證書の留置、別配達及拂渡濟通知の制度ありと雖も、是れ亦國に依りて其の取扱を爲さゞるもののあり。

今左に主なる國に振宛て得べき證書金額の制限及料金を示さん。

國名	證書一枚の金額制限	料金
英國	四十磅	一磅又は其の端數毎に金十錢
加奈太	五十弗	加貨五弗又は其の端數毎に金十錢
亞米利加	百弗	米貨十弗又は其の端數毎ょ金十錢
香港	洋貨四百弗	洋貨十弗又は其の端數毎に金十錢
佛國	一千法	五十法又は其の端數毎に金十錢
獨乙	八百麻	四十麻又は其端數毎に金十錢

是等爲替の振出及拂渡は內國各局に於て之が取扱を爲し（香港振出のものは別に告示したる局のみに於て拂渡を取扱ふ）其の請求手續は內國爲替と異なるなしと雖、爲替證書は差出人自ら之を受取人に送達するにあらずして郵便局に於て之を爲すものこす、又振出に際しては各宛國の貨幣に換算するを要するものにして、之が換算率は郵便局に就て知るを得べし。

第六編　郵便貯金

郵便貯金は最も安全確實なる貯蓄方法にして殊に零細なる資金の增殖を圖るに適し、且つ其の手續も亦極めて簡易にして郵便局は津々浦々に至るまで汎く設置せられ、是等の各局に於て預入することを得るのみならず吏員の出張を請ひ又は集配人に委托し預入を爲す等、郵便局を距る遠隔の地にありても容易に此の取扱を受くるを得、郵便局に於ても亦專ら公衆の便を圖り貯蓄を奬勵し蓄財の美風

を擧げんことに努め居れり。由來郵便貯金を爲すもの年を逐ふて增加し、客年十月末に於ては預金者數實に一千九十万人金額一億六千万圓の多きに昇り、之を十年前即ち明治三十三年に於ける百八十八万人金額二千四百一万圓に比すれば人員に於て約六倍金額に於て約七倍の增加を來し、三十三年に於ては預入人員我國全人口の約八分の一にして、一人平均約一圓の貯金なりしが現今に於ては其の預入人員我國全人口の約五分の一、一人平均約二圓九十錢の貯金となれり、又我長野縣下にありては現今に於ける預入人員三十六万七千人預入金額三百三十九万三千八百八十九圓にして一人平均二圓四十一錢三厘に當れり。

第一章　預入金額の制限、利子及通帳

預入金額の制限　は一度の預入額十錢以上にして貯金總額千圓迄とし、厘位未滿の端數を預入するを得ず、若總額千圓を超過したるときは預け人に於て超過したる金額の拂戻を爲すか又は証券購入の請求を爲すべきものにして、預け人此の手續を爲さゞる時は郵便貯金局より其の旨通知を發するを以て其の通知を受けたる日より三十日以內に前記手續を爲すを要す、若尙此の手續を爲さざるときは郵便貯金局に於て國債證券を購入し保管し置くものなり、然れども公共團体、社寺、學校又は營利を目的とせざる法人若は團体の預入金、共同貯金、產業組合の預入金及振替貯金は例外として其の貯金額千圓以上に昇ることを得

利子　は年四分二厘とし、毎年三月末日を期し之を元金に加へ其の總額に對し四月より更に利子を附するものにして、預入及拂戻の當月分並に十錢未滿の端數に對しては之れに利子を附せず。

利子の計算前記の如くなるを以て、預入後五ヶ年を經過せば二割二分五厘を增殖し、十ヶ年を經過せば約五割を增し、十七年に至りては元金の二倍に達す。今之が積算表を示せば左の如し。

郵便貯金利子積算表　（年四分二厘）

金額 / 年次	一度預けたる元金を其儘据へ置くときは 十圓預け置けば	五十圓預け置けば	百圓預け置けば	毎月預け入るゝときは 十錢宛預くれば	五十錢宛預くれば	一圓宛預くれば
初年目には	一〇三八	五一九二〇	一〇三八四〇	一二三〇	六一一〇	一二三〇
二年目には	一〇八一〇	五四〇九〇	一〇八一八〇	二四九〇	一二四八〇	二四九七〇
三年目には	一一二七四〇	五六三五〇	一一二七〇〇	三八一〇	一九一一〇	三八二四〇

通帳は一人一冊に限る

| | | |

滯なく差出すべきものにして是等通帳差出の際は必ず郵便局より其の受領証を受取るを要す、而して預け人原簿を備付くる貯金局名は通帳表面に表示しあり、長野縣下にありては在東京郵便貯金局とす。

再度通帳

再度通帳　貯金預け人若通帳を亡失し又は毀損、汚斑等の爲め不判明となりたるときは、再度通帳請求書に金五錢の郵便切手を貼付し新規通帳の交付を求むることを得、但し毀損、汚斑の場合は其の通帳をも添付するを要す、又通帳面に余白なきに至りたるときは其の通帳を差出し無料にて新規通帳の交付を受くることを得。

譲渡及相續

譲渡及相續　郵便貯金及保管証券は左の場合を除くの外之を譲渡することを得ざるものとす。

(一)公共團体、社寺、學校又は營利を目的とせざる法人若は團体に譲渡す場合

(二)親族に譲渡す場合

(三)遺言に依り譲渡す場合

又預け人死亡したるときは其の家督相續人又は遺産相續人の名義に書替若は轉記することを請求するを得。

改名改印轉居の届出

改名改印轉居の届出　貯金預け人印章を變更し又は氏名を改め住所を移轉したるときは直に之が届出を爲すを要するものにして、印章を變更したるときは其の届書に印鑑を添へ通帳と共に之を郵便局に差出し、通帳内面に押捺しある舊印鑑に消印を受くるを要し、改名又は住所を移轉したるときは其の届書に記名調印し之を郵便貯金局若は分支局に送付するか又は郵便局に差出すべきものとす、若公共團体、社寺學校又は各種法人團体の代表者管理者に異動を生じたるときは、新舊代表者の連署したる届書に新代表者管理者の印鑑を添へ之を郵便局に差出すべきものなり。

料金還付

料金還付　郵便貯金に關する料金にして郵便局の過失に依り過納又は誤納せしめたるもの、或は貯金預け人の指定したる証券を購入し得ざりし場合に於ける証券購入保管料金、又は預け人の請求に對し郵便局の過失に依り其の取扱を爲さゞりし場合に於ける既納の料金は、納付後九十日以内に納付人より之が還付を請求することを得るものなり。

第二章　預入

預入

郵便貯金は現金を以て預入するこゝを得るのみならず、或は切手を以てし或は又証券を以てするこゝを得べく、又預入は郵便局に於て取扱ふのみならず吏員を出張せしめ或は集配人が郵便集配の際に於ても之を取扱ふものなり

現金預入

現金預入　現金を以て新たに預入せんこするものは、郵便局に於て貯金預入申込書用紙の交付を受け之に住所氏名、職業を記入調印し現金こ共に差出し郵便貯金通帳を受取り印章を通帳内面の印鑑欄に押捺し置くものこす、預け人若營利を目的こせざる法人なるか若は團体なるこきは前記申込書に相當の証明書を添付せざるべからず、而して再度以後の預入を爲さんこするこきは何等申込書を要せず、通帳に現金を添へ差出し通帳に預金の記入を受くるものこす。

預け人若檢閲等の爲其通帳を郵便局に差出中、預入せんこするこきは通帳受領証を呈示し現金を差出し其の假預り証を受け置き、通帳の返付を待ち假預り証を差出し其の通帳に轉記を受くるものこす。

郵便切手預入

切手貯金は兒童に適す

切手貯金は一ケ月一圓以内こす

郵便切手預入　郵便貯金は曩に述べたるが如く零細なる資金の增殖を圖るに適し、國民の宜しく利用すべきものなりこ雖、一度の預入額を十錢以上に限定せられたるは稍不便の感なきにあらず、此の場合に於ては現金を五厘一錢又は二錢の郵便切手に代へ、漸次蓄積の後之を郵便貯金こして預入する便法あり、是れ即ち切手貯金にして、其の法如何こ云ふに郵便局又は郵便切手類賣捌所より郵便切手貯金臺紙を買受け、此の臺紙に印刷したる切手印面額こ仝種の郵便切手を之に貼付し全面に充ちたるこきは之を郵便局に差出し、通帳に其の金額の記入を受くるものよして、趣味最も多く、不知不識の間に蓄財し得て後日之が積算を爲し、興愈起り、興起りて益勤儉の念を增し、遂には有力なる資に充つるの財を作るを得るに至るを以て、宜しく兒童に奬勵實行せしむべく、殊に學童に對しては之が摸範を示さしめ一般國民をして勤儉貯蓄の効を悟らしむべきなり。

切手貯金は斯の如く最も零細なる貯金を目的こするものなるを以て其の預入は一人一ケ月一圓を超ゆるを許さず、若此の制限を超過したるこきは其の超過額を無効こし、一旦消印したる切手に對して之が代

償を爲さゞるに依り特に注意を要す。

貯金臺紙は其の紙質寸法及必要なる欄畫を政府發行のものと同樣とせば之が私製を妨げず、又一旦差出したる臺紙の返付を求むることを得。

証券預入

証券預入　各種國債証書、貯蓄債券、勸業債券、興業債券、北海道拓殖銀行債券及別に告示せられたる縣債市債等の無記名証券にして支拂期の開始せるものは、其の証券を以て郵便貯金に預入することを得、之を稱して証券貯金と謂ひ、其の利札及割增金も亦共に預入することを得、所得稅を課せらるゝものは其の稅額を控除したる殘額を以て預入額とするものなり。但し國債及貯蓄債券は所得稅を課せられず。

貯金預け人は自己の貯金を以て國債証券、勸業債券又は貯蓄債券を購入し且つ之が保管方を郵便貯金局に請求し、又貯金預け人其所有に係る前記証券の保管を請求することを得、又何時にても委托証券の交付若は賣却を請求するを得、賣却したる場合に於ては其の賣却金は郵便貯金局に於て直に預け人の貯金に組入るゝものなりと雖、之を欲せざるときは賣却金の交付を請求するを得、而して郵便貯金局に於ては、常

に其の保管証券の割增金當籤の有無を調査し、當籤したるときは直に之を受取り預け人の貯金に組入れたる上其旨を該預け人に通知するを以て、預け人は自ら當籤の有無を調査する手數なきのみならず水火盜難等の殃に罹る憂なく、又証券の利子は郵便貯金局に於て其の都度之を受取り預け人の貯金に組入るゝを以て預け人は利子を受取る煩を省くを得、自ら所持するに比し危險と手數を除くの利あるのみならず之が請求に對する料金も亦低廉にして、例へば貯蓄債券を購入するときは金五錢、單に保管するには僅かに金三錢を以て足るものなり。

局所外預入　郵便貯金は曩きに述べたるが如く郵便局窓口に於て預入の取扱を爲すものなりと雖、預金者の便を圖り郵便局以外の場所に於ても其の取扱を爲すの途を設けたり、即ち其の一は

集配人取集　の方法にして、官衙、學校、工場、郵便切手類賣捌所等其の場所を豫め一定し置き、郵便物集配の際三十分を限り集配人をして其の取扱を爲さしむるものにして、其の二は

吏員出張取扱　の方法にして、同一の場所に於て同時に預入を爲すも

の多數あるときは郵便吏員の出張を求め取扱を受くるものなり。是等の取扱を受けんとするものは指定の場所及日時に於て貯金預入申込書又は通帳に預入金を添へ之を集配人又は吏員に交付し、其の受領証を受取るものにして、所轄郵便局に於ては相當手續を了し三日以内に預入者の住所に就き受領証と引換に通帳を返付す、若此の期間内に返付を受けざるときは速かに其の旨を當該郵便局長又は遞信管理局長に申告するを可とす。而して吏員出張の場合は各種預入の取扱を爲すと雖、集配人取集に於ては証券預入の取扱を爲さず、又預入の際取纏人に於て各預け人の氏名金額等の内譯書を差出し、多數預入者の分を取纏めたるが取扱を受くることを得、尤も集配人取集場所及日時は郵便局前、郵便切手類賣捌所及取扱場所に掲示しあり。

第三章　拂戻

郵便貯金は其の全部を拂戻すと、一部を拂戻すとは預け人の任意なりと雖、一部の拂戻を受けんとするときは少くも其の通帳に必ず五十錢以上の金額を殘し置かざるべからず、且つ十錢未滿の端數と未た貯金

に加へざる利子の支拂を請求するを得ず、是等拂戻を受くるに當りては拂戻証書を以てするものとす、若拂戻証書の發行を受けたるときは其の証書有効期間即ち發行の日より六十日以内に其の証書と引換に現金を受領するを要す、若其の有効期間を經過したるか又は之を亡失し若くは汚斑、毀損したるときは再度証書の交付を請求するを得、又一旦拂戻証書の發行を受けたるも未た拂戻を爲さゞるものは再び貯金に戻入の請求を爲すを得、又拂戻局の變更を求むることを得、而して是等拂戻に關しては郵便爲替金拂渡の場合に於けるが如く拂戻証書に違式等の事故あるか又は郵便局に於て資金缺乏したるときは一時拂戻を停延するの已なき場合あり、此の場合に於ては其の証書裏面に停延の事由を記載し証印を爲すものにして爲替に於けるとき等しく少なき金額を限度とし仮拂を受くるの途あり、而して是等拂戻を其の取扱方法に依りて區別せば通常拂戻、特殊拂戻及非常拂戻の三種あり、以下之を說明せん。

通常拂戻　とは普通一般の拂戻方法にして之に依り一部分の拂戻を受けんとするときは、郵便局に於て貯金拂戻請求書用紙の交付を受け、

之に金額、通帳記號番號、拂戻局名及預け人住所氏名を記入調印し、之を郵便貯金局又は郵便局に差出し、又全部拂戻を請求せんとする時は、前記の例に依り拂戻請求書を調製し拂戻金額を記入せず、之に代ふるに其餘白に全拂の文字を附記し、通帳と共に郵便局に差出し通帳受領証を受取るべし、然るときは郵便貯金局に於て拂戻証書を發行し之を請求人に交付するを以て、請求人は一部拂のときは此の証書に受領証印をなし、通帳と共に拂戻郵便局に差出し現金を受領し同時に通帳に拂戻金の記入を受くるものにして、全拂のときは其の証書に同じく受領証印をなし通帳受領証と共に差出し現金を受領すべきものとす。

特殊拂戻　は前記通常拂戻の方法と異なり、公衆の便を圖らんが爲め拂戻証書を發行することなく單に拂戻金受領証を以て即時現金と引換拂戻すものにして、之を稱して即時拂と云ふ。

此の方法に依り拂戻を受けんとするものは、郵便局に於て拂戻金受領証用紙の交付を受け、之に金額、通帳記號番號及住所氏名を記入調印し通帳と共に郵便局に差出し、即時現金を受領するものにして、一部拂のときは通帳に拂出金の記入を受くるを要す。

手續斯の如く輕便なるを以て自然詐取に罹るの危險あるを慮り、拂戻金額に一定の制限を設け一日金五十圓以内一ヶ月金二百圓以内とし且預入を爲したる局以外に於ては其の取扱を許さゞることゝせり、尤も曩きに述べたるが如く現在高証明を受けたる金額に對しては限外として、何れの局に於ても此の取扱を受くるを許し、又豫め特別即時拂取扱の承認を受けたるものに對しては、特に前記金額の制限を廢し一日金五十圓以上と雖、其の拂出を承認局に請求することを許したり。

非常拂戻　天災地變其の他非常の場合に際しては特に非常拂なる拂戻方法を設け指定せられたる郵便局に於て預入者は金額の多少に拘はらず又貯金通帳或は印章を亡失せる場合と雖、即時に是れが拂戻を受くるを得、以て變に應ずることを得べし。

第四章　特別貯金

凡そ財は之を得るに難く浪費するに易きが如く、貯金も亦之を增すに難く減ずるは易きを以て、多數のもの互に協同して一種の規約を設け拂戻に關し一定の制限を定め、容易に拂戻を爲さしめず、又は一定の期

間拂出を爲さゞる條件を付して資財の增殖を計らんことする預金者の趣旨に副はしめんが爲特別なる取扱の制度を設けたり。以下之を說明せん。

規約貯金

規約貯金　多人數聯合して一の貯金組合を設け、其の拂戻に關し一定の制限を定めて貯金することを稱して規約貯金と謂ふ。此の取扱を受けんとするものは組合代表者より規約貯金取扱請求書を郵便局に差出し承認を受くるものにして、是等組合員より濫りに其の拂戻を請求するものあることも、郵便局に於ては組合規約に定めたる拂戻條件に該當せざるものは之が拂戻を爲さゞるを條件として預入する方法なり。

据置貯金

据置貯金　は一定の年限内拂戻を爲さゞるを條件として預入する方法にして、其の年限は三ヶ年乃至十ヶ年とし預入者に於て任意に之を定め、郵便局に於ても亦其の年限内は決して拂戻を爲さゞるものとす。此の方法は兒童の學資金又は養老金其の他据置年限經過の後豫て期待したる金額を得んとするものに適せり。

共同貯金海外貯金

其他　共同貯金及海外貯金なるものあり、共同貯金とは多數のもの共同して一人の總代人を設け其の名義を以て預入する方法にして、海外貯金とは海外出稼人等より郵便貯金局に郵便爲替を以て送金し之を貯金と爲す方法なり。

振替貯金の性質

第七編　郵便振替貯金及年金恩給

第一章　郵便振替貯金

振替貯金は恰も郵便貯金と郵便爲替とを混合したるが如きものにして、貯金を應用して金錢の取引を爲さしめんとするものなるが、其の主旨とする所、所謂貯蓄よりあらずして寧ろ現金送受の煩を省かしむるにあり、故に主として商舖、會社、銀行、新聞社又は官廳等常時多數のものと金錢送受を爲すものに利用せらる。而して此の制度を初めて我國に開始したるは明治三十九年三月にして、本制度實施の濫觴なる墺太利に倣ひたるものなり、爾來日尙淺きも其の效果頓に擧がり利用者益增加し、加入者數現に約三万人の多きに昇り長足の發達をなせり。今其の組

振替貯金の組織

織の大要を述べんに、此の制度を利用せんとするものゝ請求に基き郵便貯金局に於て各請求者名義（加入者と云ふ）の口坐を設け、之に對して拂込又は拂出を爲すものにして、例へば、

(一)長野市に於ける甲加入者より新潟市に於ける乙なるものに支拂を要するとき、甲より其の旨を郵便貯金局に請求せば、郵便貯金局は此の請求に基き甲の貯金口座より之を拂出し、乙に證書を發行し郵便局に於て現金を受領せしむ。

(二)此の場合に於て乙も亦加入者なるときは甲の請求に基き乙の貯金に振替へ帳簿上に於て受拂の手續を了するものにして、

(三)之と反對に加入者にあらざるものより加入者に拂込まんとするときは最寄郵便局に現金を差出し、同局より其の旨郵便貯金局に報告し加入者の貯金口座に組入るゝものなり。

振替貯金の便益

組織斯の如く、金錢取引上便益多きのみならず、其の貯金額は特に之を無制限とし、又拂出人及拂込人は其の通知票裏面に通信文の記載を爲すことを得。而して本制度は素と貯蓄を主眼とするものにあらずして現金取引の安全と輕便を計りたるものなりと雖、一面之に年三分六厘の利子を付し資金の增殖を計り民益の增進を企圖したり。此の制度に加入せんと欲するものは任意の郵便局に其の請求書を差出し官公署以外のものは基本預金として二十圓を納付するものにして、之に對しても等しく利子を付し、脫退又は除名のとき其の全額の返付を受くるものなり、而して此の貯金口座に拂込又は拂出を爲すには別に定むる用紙を以てし、拂込者に對しては各郵便局に於て無料にて之れを交付し拂出に對しては五十枚綴一册十五錢を以て郵便貯金局より賣渡すものにして、拂込方法には現金を以てするものと證券を以てするものとの二種あり、證券を以てするものは郵便爲替證書、郵便取立金取立濟通知書、振替貯金拂出證書及中央金庫に於て拂渡すべき仕拂命令券の四種に限り之が取扱を受くるを得。今其の料金を示せば左の如し。

加入手續

拂込及拂出

料金

拂込料

一圓迄　一錢　五圓迄　二錢　十圓迄　四錢
五十圓迄　六錢　百圓迄　八錢　五百圓迄　十錢
千圓迄　十二錢　五千圓迄　十四錢　一万圓迄　十六錢
一万圓を超過するときは其の超過額一万圓迄毎に金四錢を增す

此の拂込料は拂込の際拂込人に於て負擔するものなりと雖、加入者に於て負擔する途もあり。

受入料及拂出料

貯金口座に拂込金の受入を爲したるときは一口に付き一錢、又振替に依る受拂を爲したるときは、受入又は拂出各一口に付き二錢。

現金拂出に對しては一口の金高に應じ左の割合に依る料金を加入者の貯金より控除す。

十圓迄　五　錢　五十圓迄　十　錢　百圓迄　十五錢

以上六百圓迄は百圓を增す毎に五錢を增し、以上千圓迄は二百圓を增す毎に五錢を增す。

第二章　年金恩給

客年四月國庫の支辨に屬する年金恩給金の支拂を各地郵便局に於て取扱ふことゝなりて以來、受給者に多大の便益を與へたるは何人も知る所なるが、抑も之れが支拂に關する取扱の大要を述れば、受給者は其の欲する處の任意郵便局を一定して此處に自已の印鑑を届出で、所定

印鑑亡失改印轉居届出

受給期月を誤らざるを要す

受給局變更

年金恩給金を貯金に預入する便方

の期日に年金恩給証書を呈示して之に對する現金を受領するものにして、何等煩累なる手數を要するものにあらず、然れども印鑑は現金受取上唯一の証據なるにより亡失又は改印したるときは速かに之が届出を爲さざるべからず、又住所氏名は郵便局に於て、支拂上調査の資料となるべきものなるを以て、轉居又は改名したるときは直に之が届出を爲さざるべからず、又受給者若所定の期月を經過したる後支拂の請求を爲すことあらば、啻に郵便局の困難なるのみに止まらず受給者に於ても亦自然其の手續煩雜にして彼我共に不便を釀すにより其の期日を誤らざるを要す、而して受給者若移轉し受給局を變更せんと欲せば單に更めて支給を受けんとする郵便局に其の請求書を差出せば足り、其の手續亦至つて簡易なり。

斯の如く受給上便益多きのみならず郵便局に於ても之が支給の取扱を爲すに至りたる結果として尙他に一大利便の方法あり、是れ即ち受給金の貯金預入にして、受給者年金恩給金受取の際直に之を郵便貯金に預入し、又は豫め年金恩給証書を郵便貯金局に寄託し置き自已の貯金に組入れの取扱を受くることを得るものにして、受給の際預入せんと

するときは年金恩給証書を呈示して自己の貯金通帳に其の金額の登記を受け、又豫め請求したるものは郵便貯金局に於て本人に代り支給期毎に之を受取り受給者に其の通知を發するを以て、受給者は支給局に到り貯金通帳に其の登記を受くるものにして、此の登記を受けたるものは普通の貯金と等しく何時たりとも之が拂戻を爲すを得、此の方法は單に証書亡失盜難等の危險を免かるゝのみに止まらず自ら受領するの煩を避け、尚且蓄財の方便となるを以て須からく受給者の利用すべきものなり。

通信提要終

長野遞信管理局管内郵便線路圖

各國一郵便局ニ對スル受持面積比較

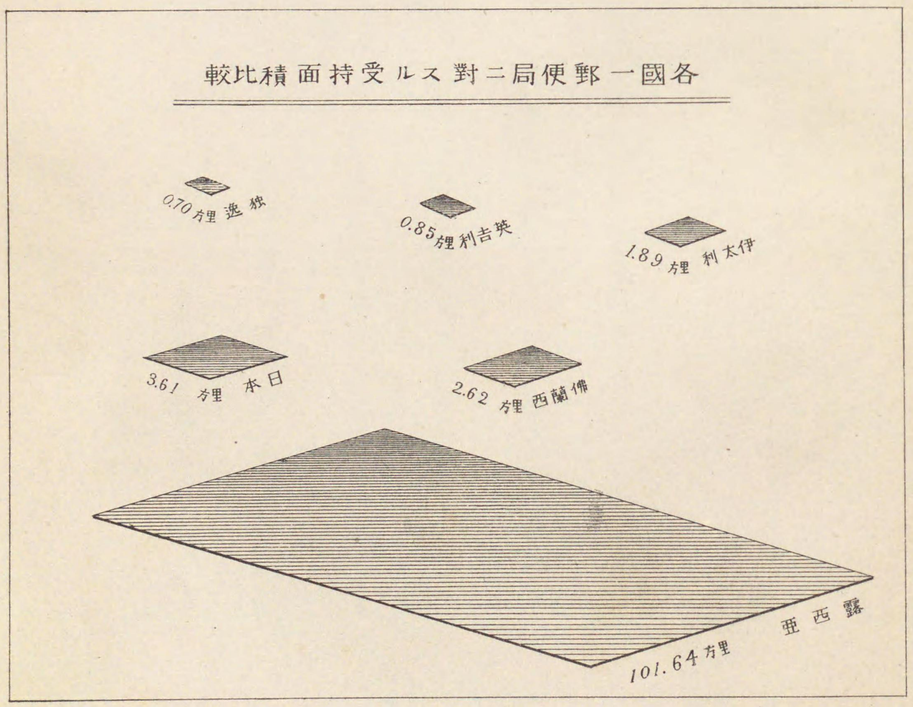

本圖は列強國に於て何方里に付き一郵便局を設置せられたる割合となるかを示したるものなり

四十一年度末調

各國通常郵便物引受數比較

四十一年度末調

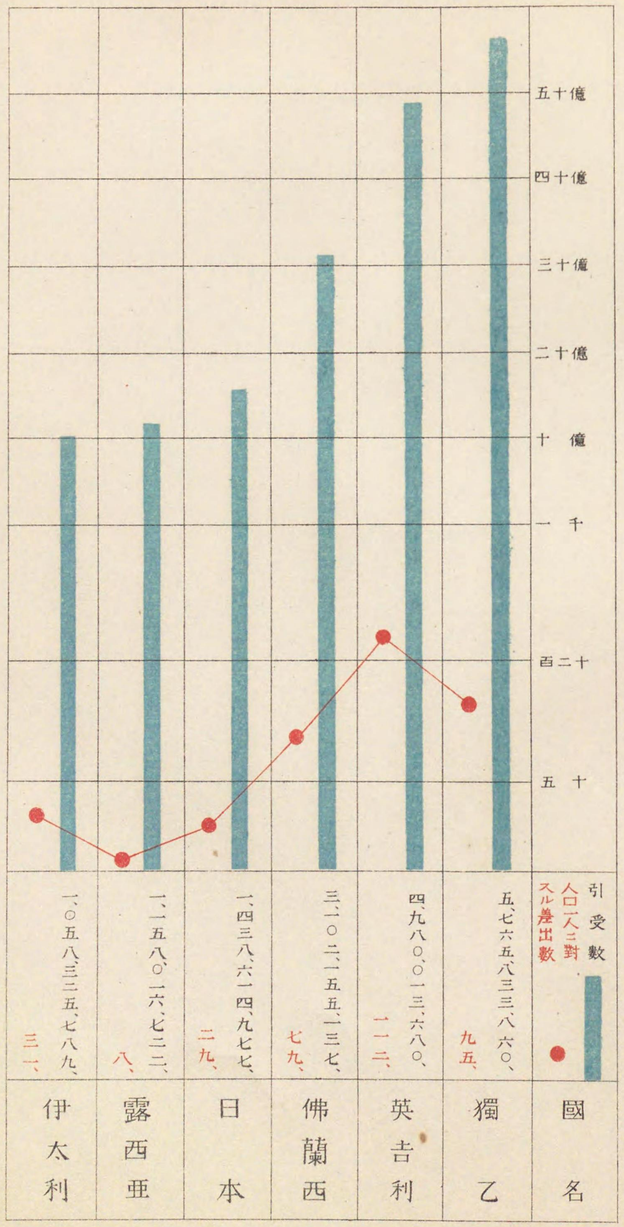

國名	引受數 人口一人ニ對スル差出數	獨乙	英吉利	佛蘭西	日本	露西亞	伊太利
		五、七六五、三八六、〇、 九五、	四、九八〇、〇一三、六八〇、 一一二、	三、一〇二、一五五、一三七、 七九、	一、四三八、六一四、九七七、 二九、	一、一五八、〇一六、七二二、 八、	一、〇五八、三二五、七八九、 三一、

各國小包郵便物引受數比較

四十一年度末調

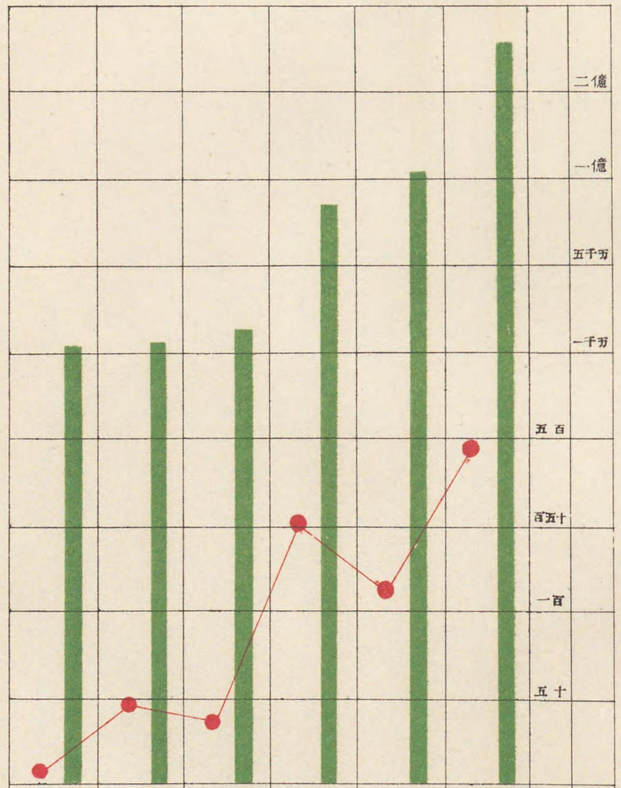

國名	人口百ニ對スル差出數	引受數
獨乙	四四三、	二六八、八二六、一九四、
英吉利	一一一、	一一、二七二、七五一、
佛蘭西	一五〇、	五八、九七七、八九七、
日本	三九、	一九、一七二、四二二、
伊太利	四四、	一四、九〇三、八〇〇、
露西亞	九	一三、三六七、一九、

各國電報發信數比較

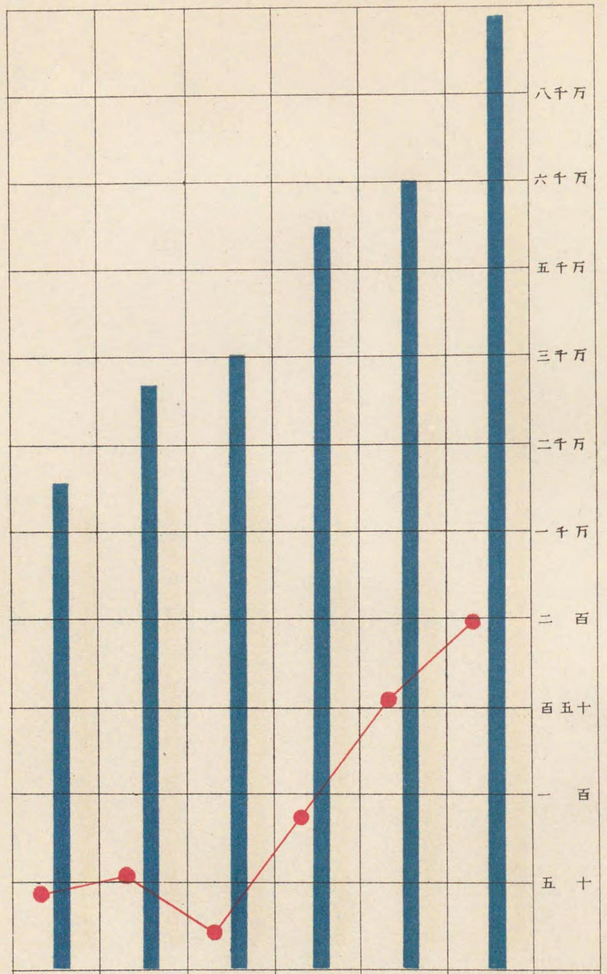

國名	總數 人口百ニ對スル發信數	英吉利	佛蘭西	獨乙	露西亜	日本	伊太利
		八九、一〇五、〇〇〇、 二〇〇、	六〇、六三四、九五〇、 一五四、	五四〇、九八五四一、 八九、	三〇、一九四、五一一、 二一、	二七、七七〇、九二九、 五四、	一六三、六七、一〇六、 四九、

四十一年度未調

各國電話比較

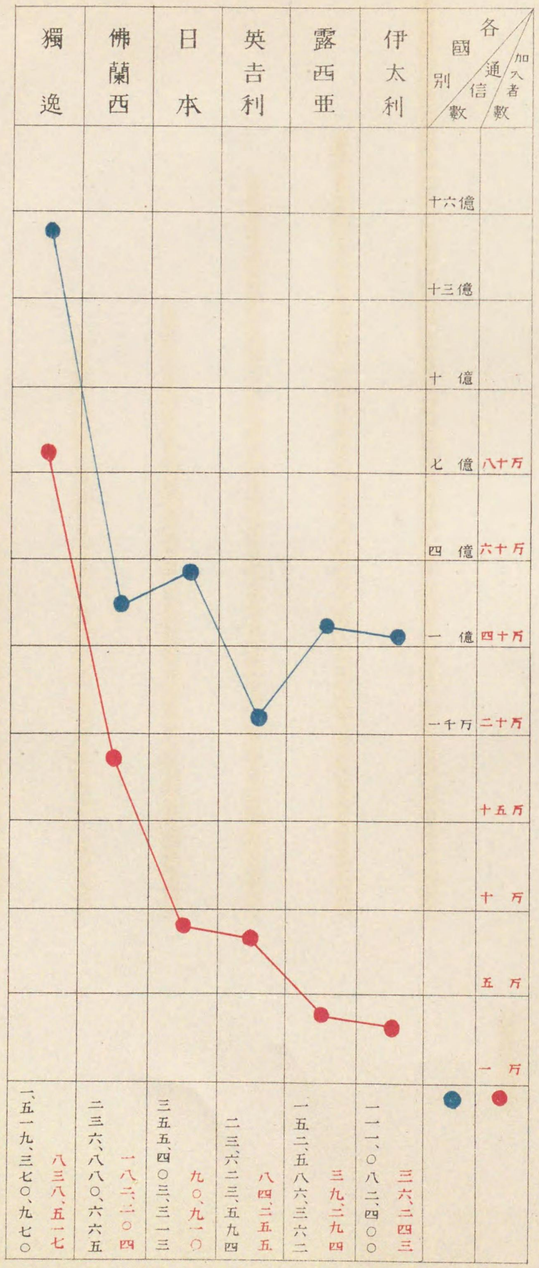

四十一年度調

各國郵便貯金比較圖

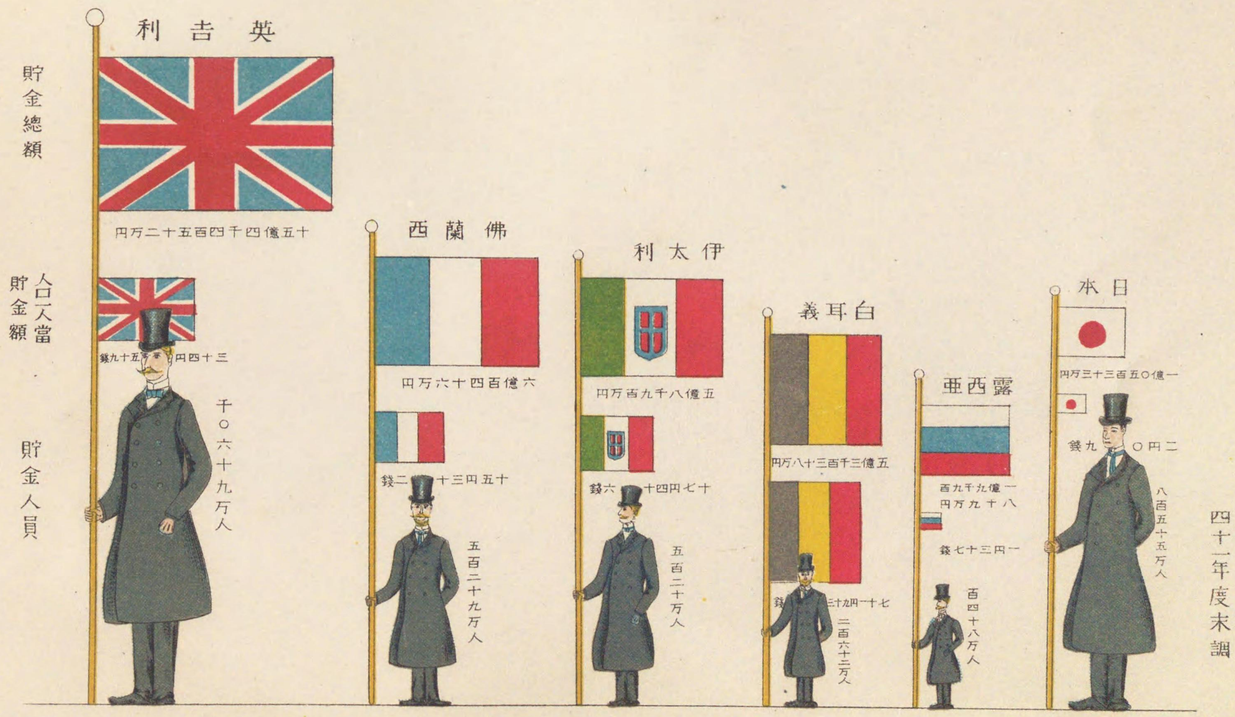

四十一年度末調

內國通常郵便物引受數累年比較

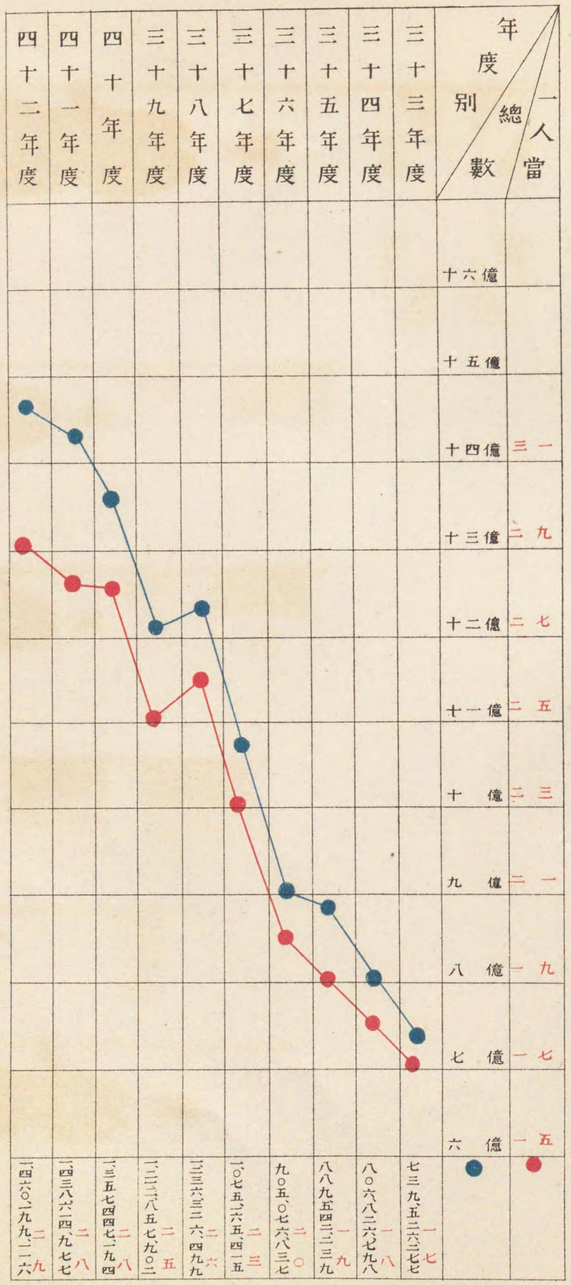

內國小包郵便物引受數累年比較

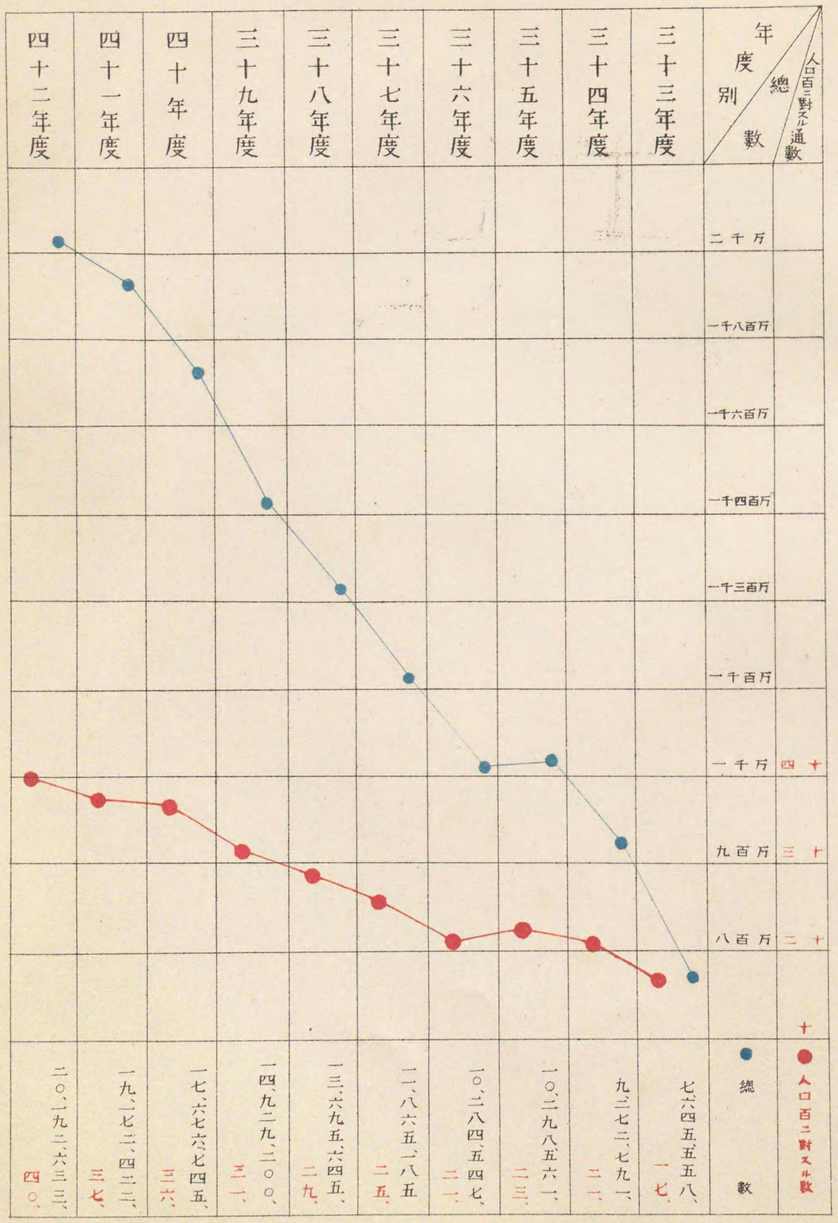

內國電報發信通數累年比較

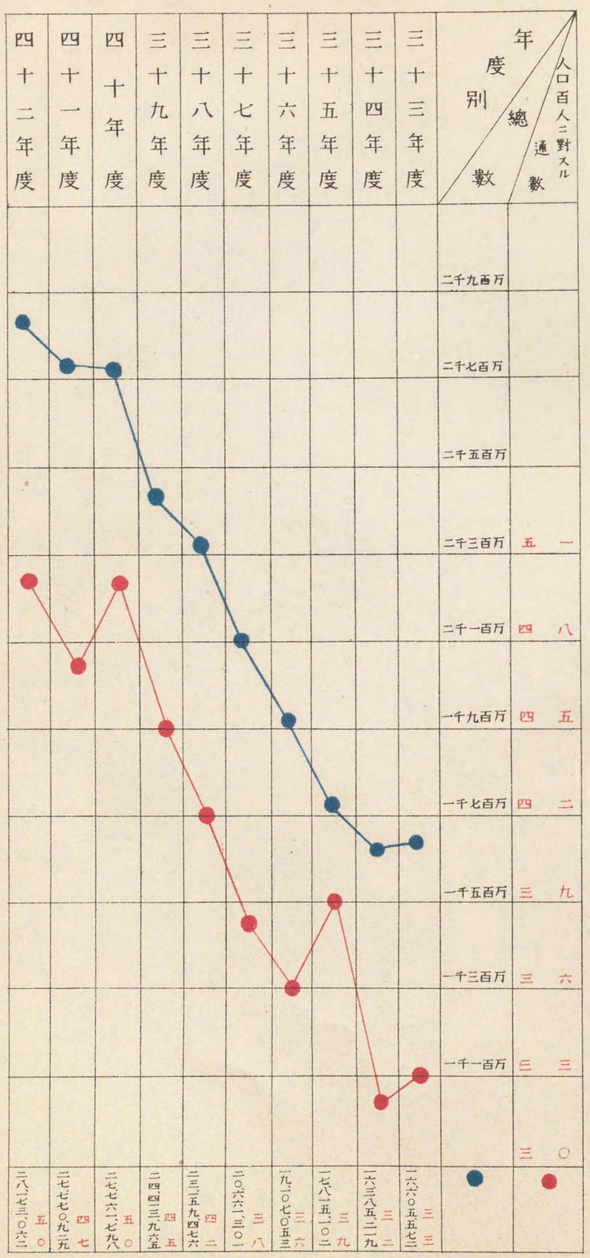

內國郵便爲替振出高累年比較

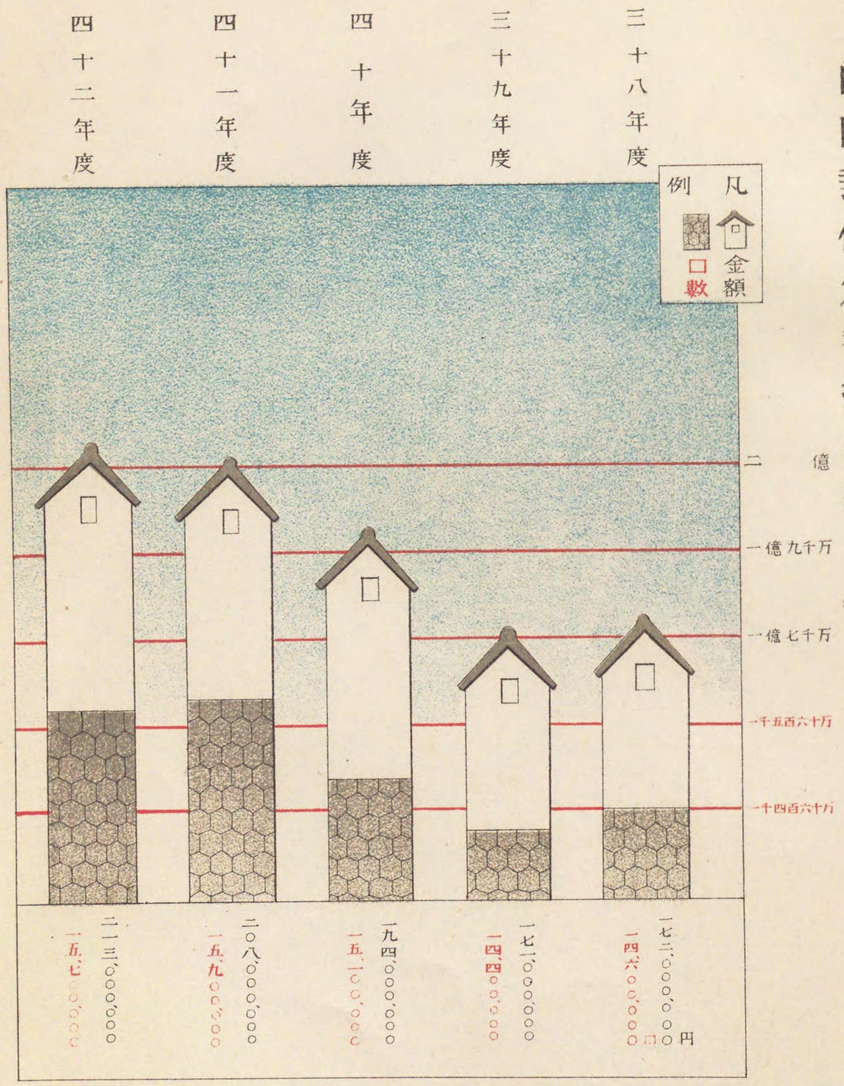

郵便貯金累年比較

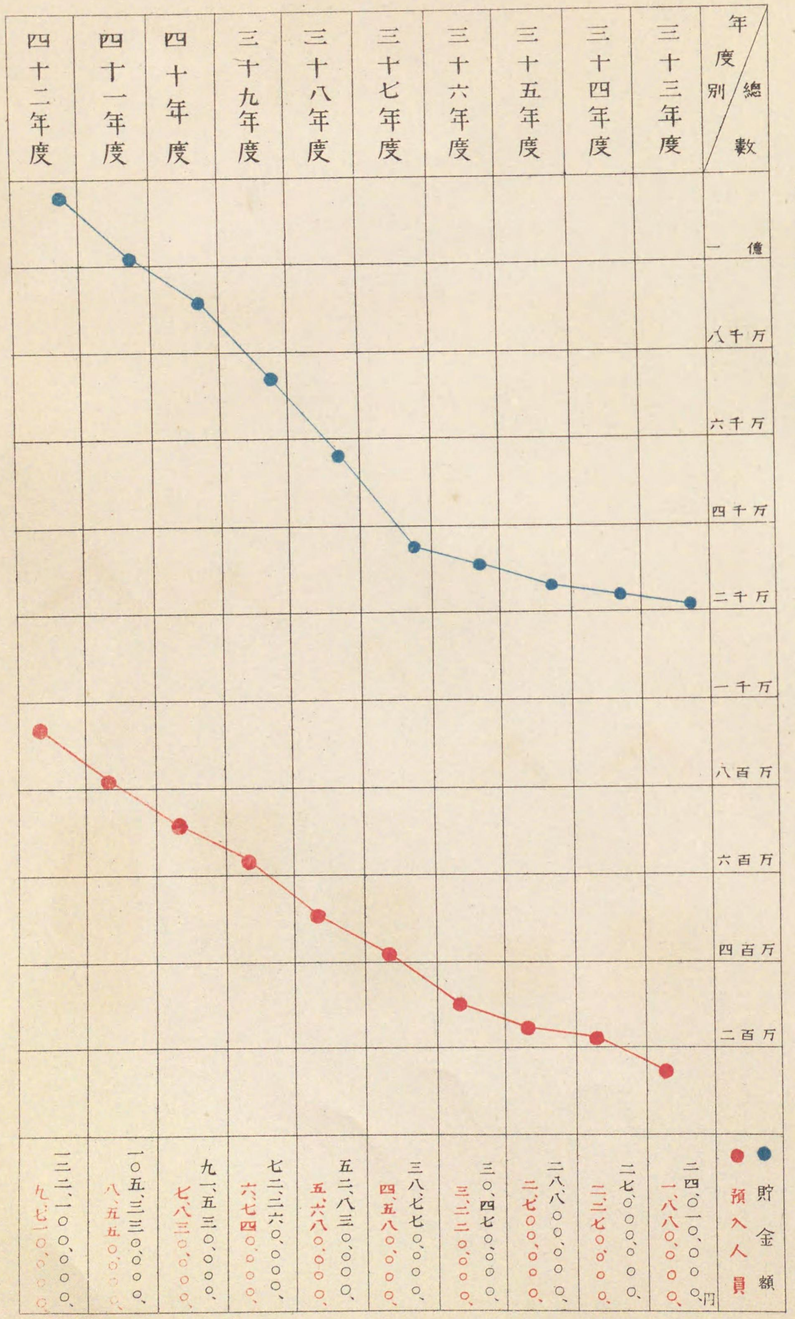
年度別／總數
三十三年度
三十四年度
三十五年度
三十六年度
三十七年度
三十八年度
三十九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
一億
八千万
六千万
四千万
二千万
一千万
八百万
六百万
四百万
二百万
貯金額
預入人員
二四、〇一〇、〇〇〇、〇円
一、八八〇、〇〇〇、
二七、〇〇〇、〇〇〇、
二、二七〇、〇〇〇、
二八八、〇〇〇、〇〇〇、
二、七〇〇、〇〇〇、
三〇、四七〇、〇〇〇、
三、二一〇、〇〇〇、
三八、七七〇、〇〇〇、
四、五八〇、〇〇〇、
五二、八三〇、〇〇〇、
五、六八〇、〇〇〇、
七二、二六〇、〇〇〇、
六、七四〇、〇〇〇、
九一、五三〇、〇〇〇、
七、八三〇、〇〇〇、
一〇五、三三〇、〇〇〇、
八、五五〇、〇〇〇、
一二一、一〇〇、〇〇〇、
九、七一〇、〇〇〇

長野縣通常郵便物數累年比較

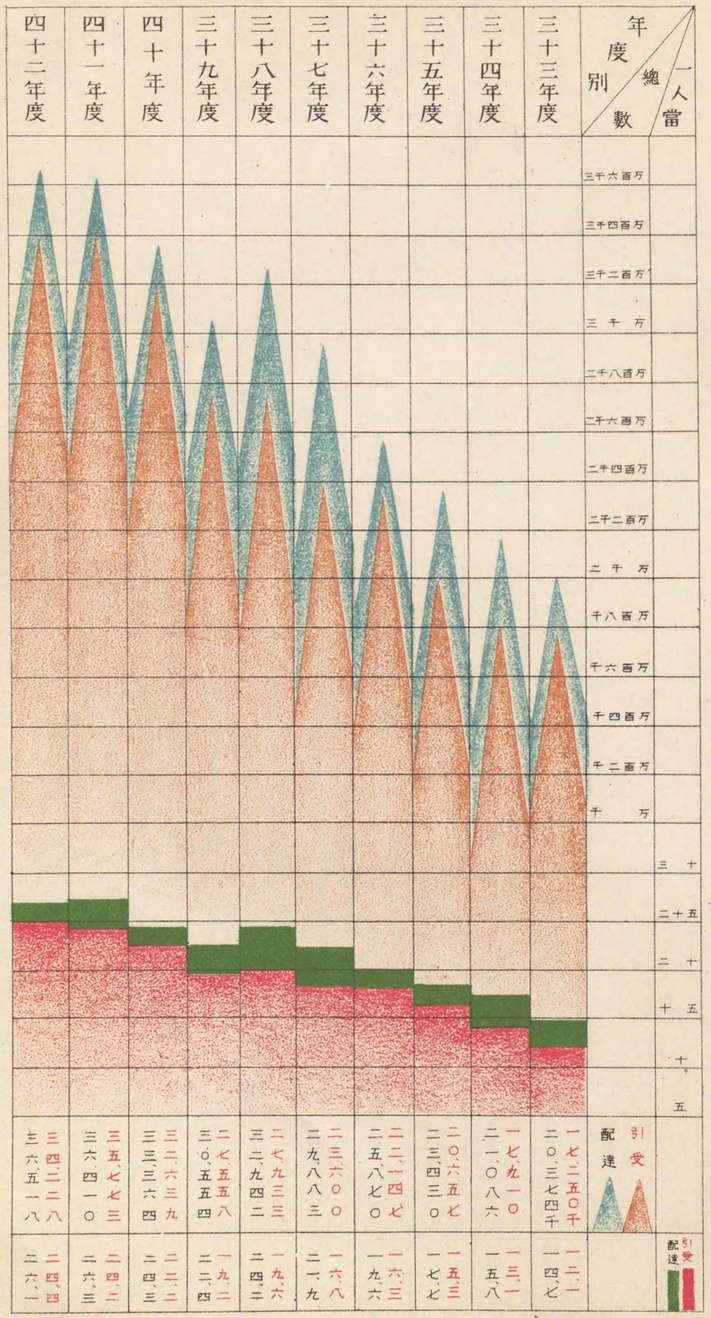

長野縣小包郵便物數累年比較

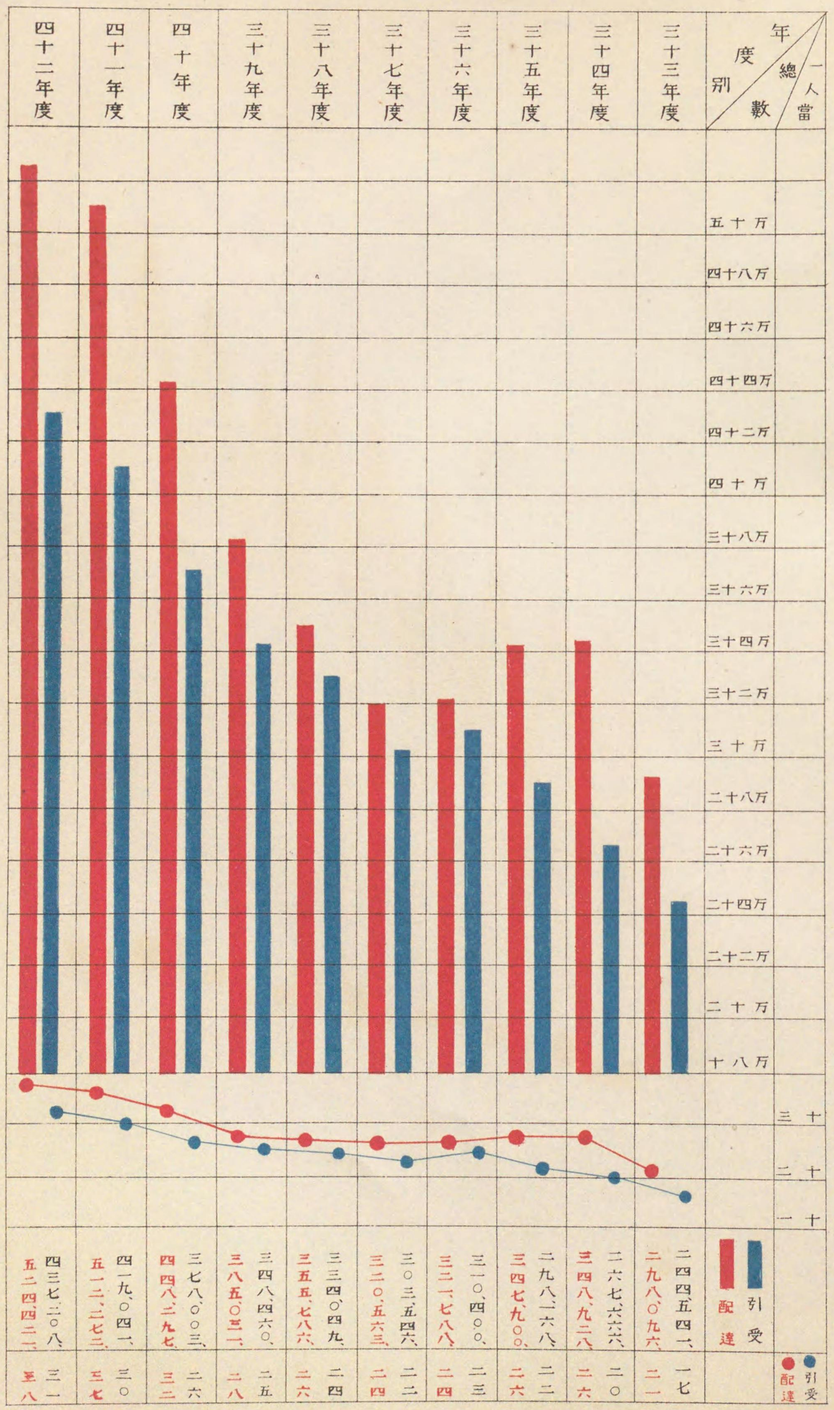

長野縣電報通數累年比較

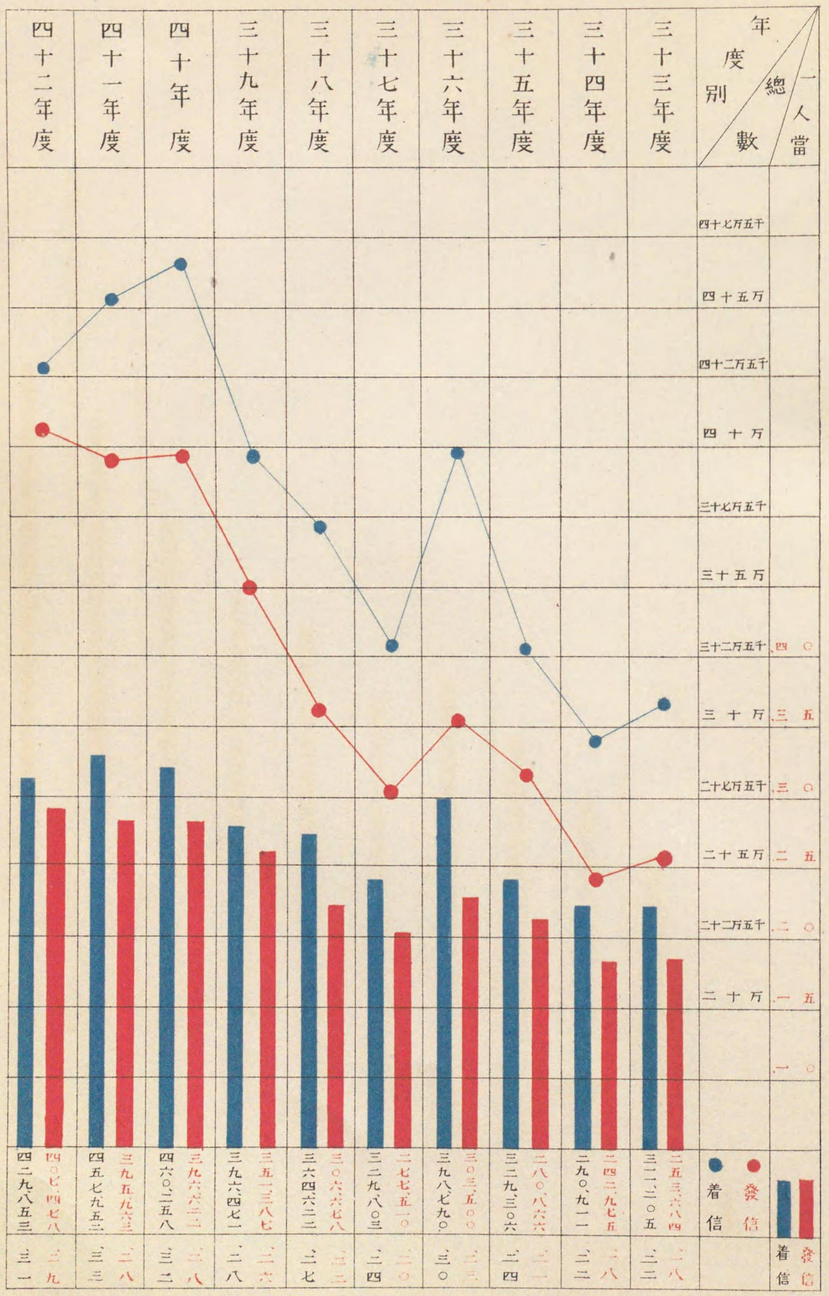

長野縣郵便爲替累年比較

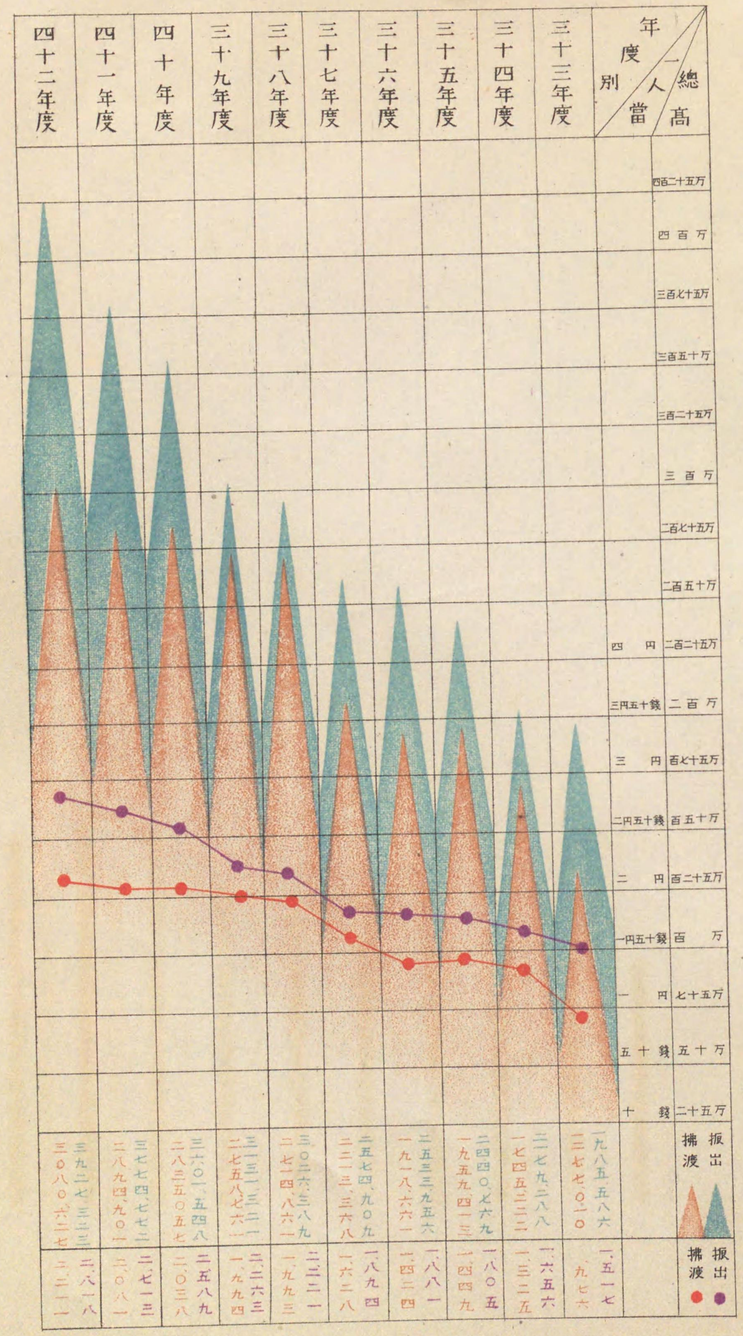

長野縣郵便貯金累年比較

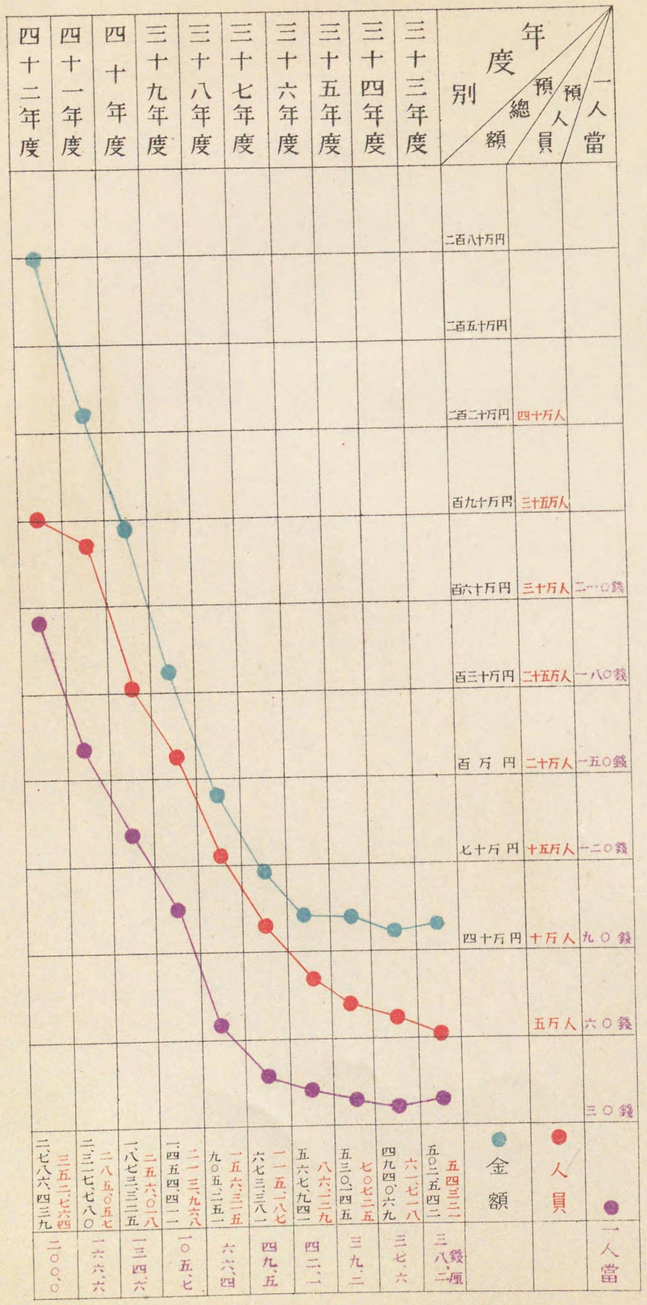

四十二年度長野縣各郡市別人口一ニ對スル郵便電信比較表

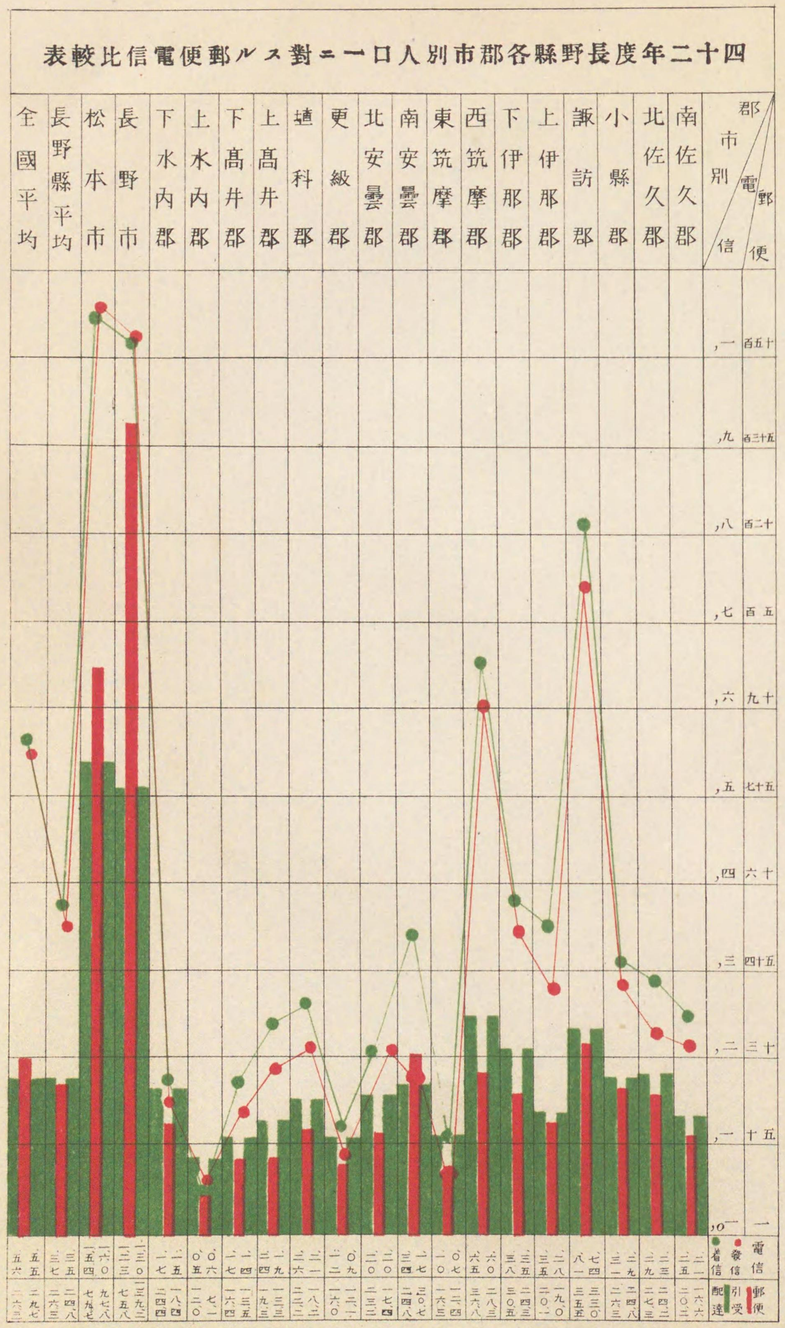

四十二年度長野縣各郡市別人口千ニ對スル電話加入數比較表
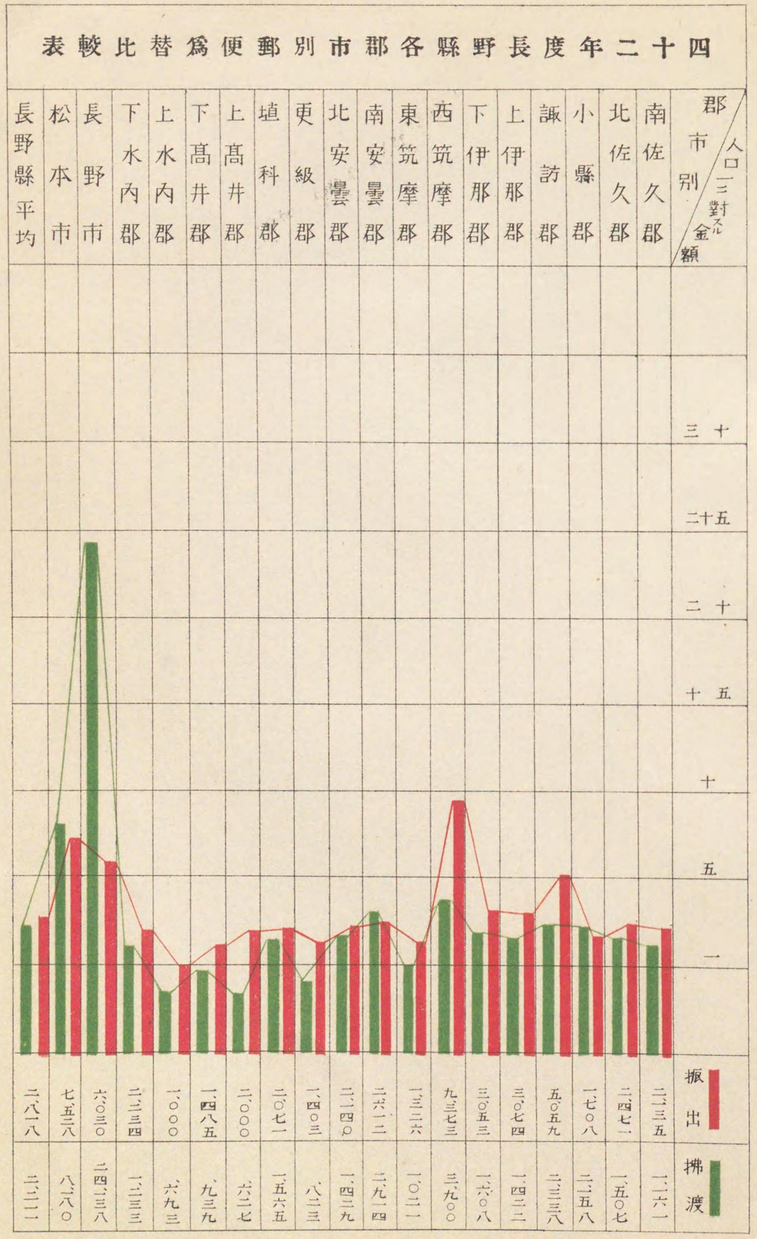
四十二年度長野縣各郡市別郵便爲替拂比較表